

1. 議事日程(第1日目)

(平成18年度安芸高田市予算審査特別委員会)

平成18年 3月13日  
午前10時00分 開会  
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案第52号 平成18年度安芸高田市一般会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。(21名)

委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	田 中 常 洋	委員	加 藤 英 伸
委員	小 野 剛 世	委員	川 角 一 郎
委員	塚 本 近	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	熊 高 昌 三
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	渡 辺 義 則	委員	亀 岡 等
委員	藤 井 昌 之	議長	松 浦 利 貞

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名(32名)

市 長	児 玉 更太郎	助 役	増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自治振興部長	田 丸 孝 二	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	垣野内 壮	管 財 課 長	西 本 博 昭
庶務課主幹	森 川 薫	人 事 給 与 係 長	土 井 実 貴 男
行政推進係長	山 平 修	収 入 役 室 会 計 課 長	立 田 昭 男
総 務 課 主 幹	森 川 薫	財 政 課 係 長	広 瀬 信 之
選挙管理委員会選挙係長	高 本 修	安 全 推 進 室 主 幹	世 羅 利 男

安全推進係長	行 森 俊 莊	庶 務 係 長	外 輪 勇 三
電 算 室 長	山 縣 勇 壯	財 政 課 主 幹	古 川 信 博
消 防 長	村 上 紘	消 防 署 長	竹 川 信 明
消防本部防災課長	森 田 耕 司	監査委員事務局長	佐々木 清
第 2 警 防 課 長	広 政 康 洋	消防本部総務課長	児 玉 寿 徳
第 2 通 信 指 令 室 長	久 保 高 憲	高 宮 支 所 長	猪 掛 智 則
美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦	八 千 代 支 所 長	平 下 和 夫
向 原 支 所 長	益 田 博 志	甲 田 支 所 長	武 添 吉 丸

5 . 職務のため出席した事務局の職氏名 ( 3 名 )

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐		

~~~~~

午前10時00分 開会

熊高委員長 皆さん、おはようございます。

きょうから18年度の予算審査特別委員会を開会をさせていただきますが、先般の一般質問等でもありましたように、何かと課題の多い18年度になるかというようなことでもありますので、しっかり慎重に審査をしていただきたいというふうに思いますし、また執行部の方も十分な説明をいただきながら、審査にご協力をいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

委員長の方は私、副委員長の方は玉川委員ということで進行させていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席委員は21名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

お諮りいたします。本予算審査特別委員会の審査日程は、別紙のとおり、本日13日から22日の10日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

熊高委員長 ご異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより本予算審査特別委員会に付託されました議案第52号、平成18年度安芸高田市一般会計予算から議案第64号、平成18年度安芸高田市水道事業会計予算までの平成18年度各予算案13件についての審査を行います。

予算審査特別委員会の初日でございますので、冒頭に市長よりごあいさつを受けたいと思います。

児玉市長。

児玉市長 おはようございます。

議員の皆さんには、大変急に寒波が戻った寒い時期に委員会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日から予算審査特別委員会を開いていただくわけでございます。我々としては、18年度予算を提案をさせてもらっておるわけですが、よろしく審査を賜りますようお願いをいたします。よろしくをお願いします。

熊高委員長 それでは、議案の審査に入ります。

青原委員。

青原委員 座ったままでいいですか。

熊高委員長 暫時休憩といたします。

~~~~~

午前10時04分 休憩

午前10時08分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

先ほど青原委員の方から確認がありました資料の提出、休憩中に配付させていただきましたが、皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、まず議案第52号、平成18年度安芸高田市一般会計予算の件を議題といたします。

執行部から一般会計予算全般の要点並びに総務部所管予算の説明を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 それでは、18年度安芸高田市当初予算案のご説明をさせていただきます。

総務部所管の事項の説明の前に、全体的な18年度予算の概要のご説明をさせていただきたいと思っております。先に議案書、また予算書等につきましては、平成18年度の安芸高田市の歳入歳出予算資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。資料につきましては、ビニールの表紙についてものさせていただきたいと思っております。

本18年度安芸高田市の予算並びに予算に関する説明書というのは、皆様方のお手元の方に配付させていただいております全会計の予算書でありますけれども、この全体のまとめを今回させていただいております。そういう状況の中で、まず1ページの方からお開きをお願いしたいと思っております。一般会計と平成18年度から新たに設置をいたします介護サービス特別会計を含みます11の特別会計、また地方公営企業水道事業会計の予算額を掲げております。

まず、一般会計でございますが、平成18年度の予算額につきましては、一番上段でございますように、207億6,000万円、平成17年度と比較いたしまして20億2,000万円の減額でございます。増減率でマイナスの8.9%という予算額になっております。

次に、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計につきましては、前年度比1.0%増加しております。保険給付費の4.8%増加したことに伴いまして、主な増加の要因となっております。

続きまして、老人保健の特別会計につきましては、前年比1.2%の減の予算となっておりますが、医療給付費等に係ります市の負担割合の改正によりまして増率となることから、一般会計からの繰り入れ、繰り出しにつきましては7.5%、3,300万円余り増加している状況でございます。

介護保険の特別会計につきましては、7.0%と大幅に増加いたしております。制度の改正、またいわゆる予防重視型システムの転換に伴います要支援、要介護状態になることの防止策といいたしましうか、介護予防事業、また特定入所者介護サービス事業、また包括支援センターの設置等、地域支援事業を新たに実施いたしましたところでございます。

新設合併でございます介護サービス特別会計につきましては、地域包括支援センターの設置に伴いまして新予防給付といたします要支援の1、

要支援の2と認定された方が予防給付のケアマネジメントを実施する経費といたしまして1,796万4,000円を計上いたしておるところでございます。

下水道事業の公共下水道事業特別会計につきましては、前年比3.5%の減少、特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、前年度比12.3%の減少、農業集落排水事業特別会計につきましては、前年度比33.8%の減少、浄化槽整備事業特別会計につきましては、前年度比18.2%の減少、コミュニティ・プラント整備事業特別会計につきましては、平成17年度で施設整備が完了いたしまして、平成18年度からは維持管理経費のみとなることから、前年度比の84.9%の減少となっております。

下水道事業の5会計全体といたしましては、21.1%の減少となっております。いずれの事業につきましても、施設整備費が減少しており、全体といたしまして、前年度比に比べまして38%減少したことが大きな要因となっているところでございます。

一方、一般的な管理経費、5会計でございますが、10.3%増加しております。施設整備に充当いたしました起債の償還金でございます公債費につきましては4.2%の増加と、一般会計と同様に公債費は増加しておるのが現状でございます。

続きまして、簡易水道事業特別会計でございますが、前年度比の5.4%の増加でございますが、甲田給水区の高地長屋地区の施設整備の増加が主な要因でございます。簡易水道事業の投資的経費でございます施設整備費は、前年度比較して4.0%増加いたしまして、一般管理経費は5.2%、公債費は10.9%、いずれも増加しておるところでございます。

飲料水供給事業特別会計につきましては、前年度比63.3%の減と大幅減少しておりますが、17年度に計上いたしました施設改良費1,632万円の皆減の原因で、それを除く前年度同様の管理経費の数値となっております。

以上、11の特別会計の合計といたしまして、前年度2.2%の減少でございます。総額で163億1,719万円の予算規模となっております。

一般会計、特別会計の合計につきましては、前年度比6%の減少で、370億7,719万円となっております。

また、公営企業の上水道事業会計につきましては、第3条予算でございます収益的収入が前年度比の3.1%減少、第4条予算でございます資本的収支が前年度比54.7%の減少、合計で37.5%の5億6,589万9,000円の予算規模となっております。第4条予算の建設事業費の減額が主な減額の要因でございます。

一般会計、11の特別会計、1企業会計を合わせまして、平成18年度の安芸高田市の予算総額につきましては376億4,308万9,000円で、平成17年度と比較いたしまして27億2,065万9,000円の減額で、増減率でマイナ

スの6.7%となっております。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。2ページから7ページまでにつきましては、平成18年度当初予算の主要事業を抜粋いたしたものでございます。この分類につきましては、安芸高田市の総合計画の大系順に掲げております。左の項の事業名の前に赤色で示しておりますのが平成18年度の新規事業で、ほかにも新規の事業がございますが、抜粋して23の事業を掲げておるところでございます。ここでは、新規の事業のみの概略のみをご紹介しますので、それぞれの事業内容につきましては、所管の担当部局でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、個性あるまちづくりの推進事業の中で、美土里町旧小学校跡地整備事業でございますが、日本郷小学校と北小学校、生桑小学校にコミュニティー施設を整備するもので、予算額1億2,803万8,000円を計上いたしておるところでございます。

続きまして、の定住と交流のネットワークづくりでございますが、地域情報化推進事業といたしまして4,785万2,000円、A D S L等の情報の環境の整備事業に係ります経費を計上いたしておるところでございます。

安全なまちづくり事業といたしまして300万円につきましては、地域と連携し、安全なまちづくりを推進するもので、費用のうち県の補助金2分の1を受けて実施するものでございます。

続きまして、分駐所の整備事業でございます。6,010万円につきましては、市北部地域の救急体制充実のための分駐所施設及び救急車両を整備、配置するものでございます。救助工作車の整備事業につきましても6,650万9,000円につきましては、消防署の配置の救助工作車の導入費でございます。

続きまして、可搬ポンプの積載車整備事業でございますが、1,785万3,000円につきましては、消防団配置の消防ポンプ車両整備費でございます。可搬のポンプの積載車3台を購入の計画でございます。

続きまして、若者定住の住宅建設事業6,835万9,000円でございますが、若者定住賃借住宅の施設整備でございます。

し尿処理施設の整備事業2,072万円につきましては、し尿処理施設でございます清流園、施設の改築に係ります基本計画等の策定経費でございます。

続きまして、2の項目の創造性に富んだまちづくりということで、で参加と協働によるまちづくりの推進でございますが、市民活動保険の導入事業102万1,000円につきましては、市民活動保険の創設に係ります導入に係る保険費用を計上いたしておるところでございます。

続きまして、まちづくりフォーラムの開催事業86万円につきましては、従来、行政が主体となって実施しておりました事業につきまして、地域振興組織を核といたしまして、住民の皆さんが一体となって実施する市

民フォーラムの開催助成金でございまして、県の補助金3分の1を受けて実施いたす計画でございます。

次に、の青少年育成プラン策定事業337万5,000円につきましては、青少年育成プランの策定に係る経費でございます。

の生涯学習社会の形成なんでしょうが、学校給食の調理場新設基本計画の策定事業でございますが、180万円につきましては、学校給食調理場の再編整備につきます基本計画の策定費でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。中ほどから図書館の開館準備事業2,203万8,000円につきましては、図書館資料の図書購入費に係ります予算を計上いたしましたものでございます。

5ページに参りまして、甲田人権会館の改修事業につきましては、2,254万5,000円につきましては、甲田人権会館の空調設備等の改修工事費でございます。

保健医療の充実の関係で、健康安芸高田21計画策定事業353万5,000円につきましては、健康づくりの総合的、長期的な指針の策定費でございます。

の方で障害者福祉計画の策定事業69万2,000円につきましては、自立支援法の施行に伴います障害者福祉計画の策定費でございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。上の欄から地域支援事業（介護保険特別会計）によります8,382万8,000円につきましては、介護予防事業、また包括的支援事業、任意事業の実施に係ります経費でございます。

介護予防支援事業1,796万4,000円につきましては、要支援1、要支援2の被保険者のケアマネジメントに係ります経費でございます。

保育所整備事業につきましては、1億2,800万円につきましては、3歳未満児を対象といたしました保育所施設整備費でございます。

7ページに参りまして、農業技術指導員の配置でございます。7ページの中ほどにありますけども、244万9,000円につきましては、農業技術指導員の配置によりまして、農家への技術指導経費に係ります報酬費用を計上いたしております。

の交流のネットワークづくりでございますが、神楽門前湯治村のリニューアル事業でございますが、4,677万円につきましては、神楽門前湯治村リニューアル改修工事費でございまして、財源につきましては、神楽門前湯治村の育成基金を充当をいたしておるところでございます。

その他の事業でございますが、行政評価の導入事業315万円につきましては、行政改革の推進に伴います行政評価制度の導入に係りますシステムの経費を計上いたしておるところでございます。

郵便局に住民票等の交付委託事業56万円でございますが、甲田支所管内、小田郵便局での住民票の交付委託業務に係ります経費でございます。

続きまして8ページをお願いいたします。8ページからにつきましては、一般会計の歳入予算につきまして款ごとに整理をしたものでございます。

まず、1款でございますが、市税につきましては、32億1,842万2,000円を計上いたしております。予算総額に占める割合につきましては15.5%となっております。右の欄に前年度当初予算との対比を掲げております。市税につきましては、前年度と比較いたしまして954万8,000円、0.3%の減となっております。

市民税につきましては、定率減税の段階的廃止等に伴いまして6,170万円、5.5%増加しておりますが、本年度につきましては3年に一度の固定資産の評価がえによりまして、既存家屋等の減耗分等に伴いました固定資産税の減8,143万8,000円、4.5%の減が市税の主な減額の要因でございます。

2款でございますが、地方譲与税5億1,623万5,000円、前年度比較いたしまして1億2,836万3,000円の増でございます。このことにつきましては、国庫補助負担金の見直しに伴います税源移譲措置分の所得譲与税が前年度と比較いたしまして1億2,685万2,000円、104.7%増加したことによるものが主なものでございます。

2款の地方譲与税から9款の地方特例交付金につきましては、県の方が示しました推計数値を計上しております。7款のゴルフ利用税の交付金につきましては、3,517万2,000円、前年度比1,082万8,000円、23.5%の減となっております。地方税につきましては、減税分の補てん措置でございます。

9款の地方特例交付金9,300万円、前年度比1,900万円の17.0%の減となっております。

10款の地方交付税につきましては、普通交付税について80億3,000万円、特別交付税7億9,000万円、合わせて88億2,000万円を見込んでおります。前年度と比較して2億5,000万円、2.8%減少いたしておるところでございます。

12款の分担金及び負担金につきましては、3億221万3,000円、前年度比2,618万9,000円、9.5%の増額でございますが、3歳未満児の入所見込み増による保育所保護者負担金が2,244万2,000円の増が主な増額の要因でございます。

13款の使用料及び手数料4億6,484万円で、前年度比2,123万2,000円、4.4%の減額でございます。このことにつきましては、保健体育施設の指定管理者制度によりまして、管理委託の移行に伴いまして教育施設使用料1,286万9,000円の減が主な減額の理由でございます。

14款の国庫支出金9億7,936万5,000円、前年度比で3億6,543万7,000円、27.2%の減額でございます。昨年度、総務国庫補助金費に計上しておりました国の合併補助金が1億5,400万円の減、また昨年度、民生費に計上いたしておりました特別養護老人ホーム整備費の補助負担金1億1,720万1,000円の減、また補助金制度の改正に伴いまして民生費の国庫負担金の減少の減額が主な原因でございます。

続きまして、県支出金でございます。14億5,744万円で、前年度比10



億8,814万5,000円、42.7%の減と大幅に減額をいたしております。主な減額の要因でございますが、総務費の県補助金、合併推進交付金3億5,878万1,000円の減少をいたしております。これは、合併後5年間で合併推進経費といたしまして15億円を限度に交付されるものでございまして、18年度、交付限度額に達することから、最終の交付の予定となる見込みでございます。

また、農林水産補助金の農畜産物処理加工施設整備の補助金、ビニールハウスの整備補助金でございますが、6億2,212万円の皆減、また生産総合対策事業補助金が7,140万円の減、農林水産事業費の県補助金、前年度と比較いたしまして7億4,146万円、61.9%と大幅に減少しておりますが、県支出金の減少の理由でございます。

続きまして、16款の財産収入でございます。1,954万円、前年度対比2,555万7,000円、56.7%減少しております。これにつきましては、八千代カントリークラブから収入されます個人所有分のゴルフ場用地の貸し付け収入2,594万6,000円を本来、市が所有する財産でございましたが、財産貸し付け収入から諸収入へ組み替えを行ったところでございます。その原因で減になっておるということでございます。

18款の繰入金7億6,068万円、前年度比1億4,927万1,000円、24.4%増加しておりますが、本年度におきましては、財政調整基金を4億5,000万円繰り入れて、前年と比較いたしまして2億円増額しております。本年度、新たに繰り入れする基金につきましては、分駐所の整備の一部に充当する財源といたしまして、消防施設整備基金570万円、神楽門前湯治村のリニューアル事業といたしまして、充当する財源、神楽門前湯治村育成基金を4,677万円、し尿処理施設の清流園の施設の改築に係ります基本計画等の策定業務に充当いたします財源といたしまして、清流園の施設改修基金から1,380万円、それぞれ繰り入れするものでございます。

19款の繰越金につきましては、前年度と同額の5,000万円を計上いたしておるところでございます。

20款の諸収入でございますが、2億2,783万1,000円、前年度比で1,068万7,000円、4.5%の減額をいたしております。

先ほど16款の財産収入の項で申しましたが、個人所有分の八千代カントリー土地賃借代2,594万6,000円は増額となっております。

続きまして、地域総合整備事業の貸付金の一部が前年度に支払い完了となりますことから、貸付金収入が1,167万6,000円の減額、また消防団員の退職報奨金の受入金が1,500万円減額になったことによりまして、諸収入が前年度と比較いたしまして減額するものでございます。

21款の市債でございます。33億500万円で、前年度比5億5,260万円、14.3%減少いたしております。主な減額の要因といたしましては、交付税の一部振りかえ措置でございます臨時財政対策債が1億280万円の減額、また特別養護老人ホームの施設整備に伴います起債が5億1,900万円の減、第三セクターへのふるさと融資の資金債が1億3,570万円の減、それぞれ

減額したものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。9ページにつきましては、費目別の歳出予算でございます。まず、議会費から14款の予備費までを掲げておりますが、1款の議会費の予算額につきましては、2億1,214万1,000円、前年度比145万円、0.7%の増加をいたしております。

2款の総務費45億7,371万7,000円、前年度対比で3億2,683万3,000円、6.7%減少いたしております。第2庁舎・総合文化福祉施設整備事業3億5,405万円の減が主な要因でございます。

3款の民生費でございますが、46億1,207万2,000円で、前年度対比6億5,859万円、12.5%減少いたしております。このことにつきましては、特別養護老人ホームの整備費8億1,300万円の減少が主なものでございます。ただし、新規事業といたしまして、保育所施設整備1億2,800万円増加いたしております。民生費の欄の右端であります。一般財源との比較ということでございますが、6,445万7,000円の歳出予算額が減額しているのに対して逆に増加いたしておりますが、このことにつきましては、児童手当等の国庫負担率の削減によりまして、一般財源の持ち出しが増額いたしましたものでございます。

4款の衛生費でございます。14億9,264万1,000円、対前年比で8,711万4,000円、5.5%の減少をいたしております。上水道出資金8,500万円の減が主な要因でございます。

第5款の労働費1,000円につきましては、昨年度同様の存目の計上をいたしております。

続きまして、6款の農林水産業費でございますが、14億8,986万8,000円、対前年度対比9億4,278万2,000円、38.8%と大幅に減少いたしております。理由といたしましては、農畜産物の処理加工施設整備費補助金7億7,200万円の減、また生産総合振興対策事業補助金7,100万円の減、造林事業の1,900万円の減が主な減額の要因でございます。

7款の商工費8,362万2,000円でございますが、対前年度1,553万6,000円、15.7%減少いたしております。このことにつきましては、国の補助を受けて実施いたしました安芸高田市産業振興機構補助金739万円の減が主な要因でございます。

8款の土木費でございます。17億3,566万8,000円、対前年度比で3,067万7,000円の1.8%増加しておりますが、住宅建設費につきましては7,600万円の増額いたしますし、昨年度、完了いたしましたJRの向原駅前の駐車場整備費が4,300万円の減となっております。

9款の消防費でございますが、7億6,753万1,000円で、前年度対比といたしまして5,131万9,000円、7.2%増加いたしておりますが、分駐所の整備費の6,000万円、消防本部の工作車の導入経費が6,700万円増加しまして、向原の同報系無線の改修費4,300万円の減をいたしております。

10款の教育費13億8,070万6,000円でございますが、対前年度で9,200

万3,000円、6.2%減少いたしております。小・中学校施設、また社会教育、体育施設等の改修経費が減の主な要因でございます。

11款の災害復旧費でございますが、1万5,000円の各費目ごと存目の計上でございます。

12款の公債費でございますが、43億6,925万円で、前年度比8,891万4,000円、2.1%増加いたしております。

13款の諸支出金1,276万8,000円でございますが、前年度対比6,923万2,000円、84.4%の減少いたしておりますし、内容といたしましては、八千代町の開発公社に係ります土地取得費の償還金の減少によるものが主なものでございます。

14款の予備費、昨年度同様3,000万円を計上いたしておるところでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。この10ページにつきましては、一般会計の予算の性質別の経費に分析をいたしましたものでございます。18年度の人件費につきましては、43億7,995万8,000円でございます。前年度比1億2,230万7,000円、2.7%減少いたしております。一般会計に係ります職員数の減少、また指定管理者制度の移行に伴いまして、非常勤特別職の職員の減が主な原因でございます。

扶助費でございますが、16億3,481万1,000円、対前年度で5,493万3,000円、3.3%減少いたしております。内容といたしましては、生活保護費の受給対象者の見込みの減によるものが主な減額の要因でございます。

公債費につきましては、43億6,925万円、前年度で8,891万4,000円、2.1%の増加いたしておりますが、起債借入金の元金据え置きが終了いたしております。3年据え置き等の事業でございますが、その元金分の償還額が増によるものでございます。

物件費につきましては、28億9,087万円、前年度比で2億4,432万2,000円の7.8%減少いたしております。節で申しますと、9節の旅費が全体的に3,100万円減少いたしますし、11節の需用費が7,100万円減少し、投資的経費以外の13節委託料が1億3,500万円、14節の使用料及び賃借料が2,300万円、昨年度に比較して減少いたしたところでございます。

補助費等につきましては、15億9,010万7,000円で、前年度対比2億6,950万9,000円、14.5%減少いたしております。このことにつきましては、農林関係の県補助金に伴います補助金の減少が主なものでございます。

積立金につきましては542万5,000円、一般会計が所管しております財政基金を初めといたします、基金の運用益の利子相当分の額でございます。

投資及び出資金、存目1,000円でございます。また、一昨年度の出資金ですが、第三セクターの安芸高田アグリフーズへの出資金1,130万円、上水道事業への出資金の8,490万円の減によるものが主な理由でござい

ます。

貸付金につきましては、前年度比1,828万8000円でございますが、前年度対比1億3,620万5,000円、88.2%減少いたしております。このことにつきましては、第三セクターの貸付金の減が主な理由でございます。

特別会計に対する繰出金につきましては、20億9,844万1,000円、前年度比で1億5,699万6,000円、8.1%増加いたしております。このことにつきましては、国保、老人、介護保険、各特別会計への繰出金、下水道事業の浄化槽整備事業特別会計、また簡易水道事業の特別会計の繰出金の増加をいたしたものでございます。

普通建設事業費の36億472万6,000円、対前年度で13億3,698万9,000円、27.1%減少いたしております。このことにつきましては、向原に建設をいたしました養護老人ホームの整備、また農畜産物の加工処理施設の原因が主なものでございます。

災害復旧費につきましては、1万5,000円の存目計上でございます。

予備費といたしましては、3,000万円、前年度と同額を計上いたしております。

11ページでございますが、一般会計の性質別を円グラフであらわさせていただいております。中でも、人件費、扶助費、公債費を含めた義務的経費、予算に占める割合については、金額的には8,832万6,000円減少いたしておりますが、普通建設事業費等の減少に伴いました前年度から46%から50%ということで、結果的には予算総額の半額を占めているという状況でございます。

続きまして、12ページからでございますが、この一般会計の節別の予算額、下段13ページには、特別会計の節別の予算額を掲げておりますので、ご参考にしていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、財源内訳でございますが、14ページをお開きいただきたいと思いますと思っております。一般会計の予算に伴いまして、款の費目ごとに財源の内訳を記載をさせていただいておりますので、ご参考にしていただきたいと思いますと思っております。

下段15ページでございますが、職員人件費の総括表でございます。一般会計に属する職員数に応じてでございますが、4役を含めまして449名分の40億2,437万2,000円を計上いたしております。特別会計に属する職員につきましては、47名分の3億4,694万9,000円を計上いたしておりますし、また地方公営企業の法適用に伴います上水道事業会計につきましては、職員6名分で5,476万2,000円の予算措置となっております。職員合計で502名分につきまして44億2,608万3,000円の予算総額となっておりますところでございます。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと思います。16ページにつきましては、基金の残高見込みを掲げております。上段の財政調整基金につきましては、16年度末現在高8億9,429万9,000円で、平成17年度におきましては、前年度からの余剰金等、2分の1積み立てを含めまして、

任意に積み立てを4億3,591万4,000円、利子相当額といたしまして80万円を積み立てる予定で、一般会計の財源振替といたしまして、取り崩し額を3億1,329万2,000円行い、平成17年度残高につきましては10億1,772万1,000円の見込みでございます。

このたび平成18年度では、当初予算で4億5,000万円の取り崩し、また平成18年度末の残高につきましては、現段階におきましては5億6,862万1,000円となる見込みでございます。いずれにいたしましても、平成18年度の当初予算につきましては、特別会計の所管する基金を含み、総額で10億3,207万5,000円の基金の取り崩しを行いました。平成18年度末の総基金の残高を54億1,043万3,000円と見込んでおるところでございます。

続きまして、17ページでございます。この17ページの表につきましては、地方債の現在高の見込みでございます。一般会計におきましては、平成18年度の当初予算で33億500万円の起債を見込みまして、元金の償還額につきましては36億7,287万4,000円で、18年度末の地方債残高につきましては393億1,788万円と見込んでおるところでございます。17年度末比較といたしまして、3億6,787万4,000円減額の見込みでございます。特別会計につきましては、18年度末の現在高、平成17年度末と比較いたしまして6億704万円増額する見込みであります。一般会計、特別会計を合わせますと2億3,916万6,000円増加する見込みでございます。

なお、当初予算におきましては、特別会計に係ります過疎債相当額につきましては、国の過疎債の当初配分が一般会計事業優先でありますことから、それぞれ上下水道特別会計の本債を計上いたしております。これは、起債の借り入れのときに過疎債の枠の中で本年度も振りかえをさせていただきましたが、過疎債の方にできるだけ振りかえるというような考え方で借り入れをいたしたいというように思っております。

18ページをお開きいただきたいと思います。この18ページにつきましては、各事業別予算を一覧表にいたしたものでございます。各款から事業別予算として、予算額、また財源内訳等を付記をさせていただいたところでございます。この当初予算案につきましては、概要につきましても説明をさせていただきました。詳細につきましては、それぞれの部局から各部にわたります予算のご説明をさせていただきたいというように思っております。

本予算の説明につきましては、お手元に配付させていただいておりますように、予算委員会提出資料、平成18年度当初予算説明資料と予算書に基づきまして、それぞれ総務部に所管いたしております事項につきましては、それぞれ担当課長の方から総務に係ります予算資料に基づきましても説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で、私の方から一般会計と全体的な特別会計に伴います予算の説明を終わりたいと思っております。よろしく願いいたします。

熊高委員長      この際、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~  
午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開  
~~~~~

熊高委員長 それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、説明を求めますが、先ほど配付した資料について総務部長から説明を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 それでは、資料説明をちょっとさせていただきたいと思っております。

まず、お手元の方に配付させていただきました駐車場の関係でございますが、現在、職員の方で利用させていただいてる駐車場、そういう状況の中で、本庁、また産業振興部、教育委員会、建設部、現在4カ所に分散をさせていただいておりますが、それぞれ職員の方で借用、国なり、そういうところから借用しているところを現在提示をさせていただいたところでございますので、どうかよろしく願いいたします。

それで、現在いろんな庁舎関連に係りまして地権者の方とでき得れば買収という状況の中でも、将来、どちらにいたしましても、文化、福祉の700席の方の駐車場の確保というのは必要になってくるのではなかろうかというふうに思っております。このことにつきましては現在、地権者の方と交渉を重ねさせていただいておりますけれども、自治振興部との関連等も出てくると思いますが、こちらの庁舎の本館の前面の前側と消防署等の訓練棟のところを借地をしておりますが、買収的な形の中でお願いを現在、交渉を重ねさせていただくという状況もございますので、どうかよろしく願いしたいと思っております。

それと、人的業務に係ります予算等の対比でございますけれども、基本的にお手元に配付させていただいておりますように、この人的業務の事業につきましては、17年度から実施をさせていただいたところがございます。そういう状況の中で、いろいろご審議いただきましたように、このたびの業務の委託に係ります経費の比較につきましては、当然16年度と17年度というご指摘をいただく面もあるかと思っておりますけれども、16年度等におきましては、非常に正職員の人件費に伴います退職者の不補充、そういうのを臨時職員なり非常勤の職員で実施をしてきたところがございます。このことにつきましては、合併後2年目のスタートのときに、臨時職員なり非常勤職員の任用の適正化ということで、17年の4月から実施をさせていただいたところがございます。そういう状況の中で、お手元の方に配付させていただいておりますものは、各業務ごとに分類をさせていただいております。保育所運営業務、また調理、公共施設の運営業務、一般行政等に伴います人的業務の委託の内容をお手元の方に配付をさせていただいたところがございます。

基本的に今年度等の多少の、17年度の当初予算につきましては3億2,195万5,000円、人的業務委託の総計でございますけれども、18年度の、

今年度の当初予算額につきましては2億6,990万円ということで、約、対前年度といたしましては5,200万ばかりの減額という状況になっております。このことにつきましては、各施設の運動公園なり、また体育館、B & G等の施設に伴いまして指定管理の制度に移行した関係もございます。そういう関係で人件費相当分が、業務委託であったものがそちらの方の指定管理制度の中で変更になったということで、多少の増減の見込みにもなっておろうかと思っております。

それと、業務の関係でございますが、17年度の予算の中で、18年の3月末日をもちまして給食業務の1名の退職者等につきましては、新規採用はしないという形の中で、学校と保育所、そういう施設等に係ります人的業務等の人件費の方で調整をさせていただいたところでございます。以上、業務に係ります内容でございますので、どうかよろしく願いいたします。

それともう1点、質疑の中でもございましたように、起債の償還的な計画ということで、お手元の方に配付をさせていただいております。このことにつきましては、平成16年度の合併どきをベースとさせていただきましての、将来におけるそうした各事業の状況にある程度踏まえながら、主要的な大きなプロジェクトといいたしましうか、そういうのも含みまして、将来あるべき形の起債の発行額といいたしましうか、それと同時に起債の償還について、皆様のお手元の方に配付させていただいたところでございます。

部門別にいきますと、一般会計の のところなんでございますが、今後こうした今年度から元金に入っていくということで、3年据え置きの中で元金に入ってくる関係で、18年度からはそうした起債の償還額が元金に入ってくるということで、8,800万ばかりの増額という状況にあります。ここの表を見ていただきますとわかりますように、償還金と16年度との対比、比較しますと多少増額的になっておりますが、将来の展望といたしましては、今の現状の中でピークときというものは、平成22年が一番ピークになるんかなというように思っております。

それと、下水道事業なり、また簡易水道事業、いろいろ現在でもそうした事業債の適用をして実施いたしておりますが、現状の推計を見ながら掲げたものでございまして、まだまだ下水道事業、また簡易水道事業というものにつきましては、年々事業の発行高が出ておるような状況でございます。どちらにしましても、下水道なり簡易水道というのは、財源の確保といいたしまして、収入を見るということが一番だろうと思えますし、加入の促進ということも必要になってこうかと思えますけれども、そういう状況の中で、年々ピークを見てる状況にあります。一般会計と特別会計の合計償還額の計画表でございますが、18年度を越しますと、また19年度から22年度までは、年々上昇傾向にあるということでございます。

続きまして、 の方でございますが、地方債残高と起債の発行の見込

みということでございます。16年度から掲げておりますけども、ある程度起債の残高のものも、平成22年度ころからは残高も急カーブになるかなという思いもしておりますし、起債の発行額等におきましては、17年度につきましては、やはり合併前の継続的な事業をある程度その年度でやり遂げたような状況もございます。総合にわたっては、主要的なプロジェクト事業につきましては、やはり償還と発行に見合ったような起債の発行も必要でございますので、償還と発行を見据えた形の中で、事業等についても十分計画的に計画していく必要があるのではなからうかと思っております。将来的な推移という状況でございますので、またこの表につきましてもご参考にしていただきたいというように思っております。

以上でございます。

熊高委員長 続いて、関係課長及び室長から順次説明を求めます。

なお、総務課長には、選挙管理委員会並びに安全推進室についてもあわせて説明を求めます。

高杉総務課長。

高杉総務課長 それでは、総務課の所管します予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入につきましては、予算書でございます。予算書の17ページをお開きいただきたいと思います。その中に、11款交通安全対策特別交付金というのがございます。

熊高委員長 ちょっと待ってください。いいですか、皆さん。

はい、お願いします。

高杉総務課長 これは交通違反等が財源になるわけですが、734万1,000円ほど道路の交通安全施設等に充当するということでの交付金を受けるようにしております。

済みません、22ページが落ちておりました。22ページの国庫支出金のうちの国庫補助金の中の5目の消防費国庫補助金でございます。1,309万円でございます。これは消防防災等施設整備費補助金でございますが、これは防火水槽等の建設に充当するものでございます。

次に、24ページから25ページにかけてでございます。県支出金の県補助金の中で、総務費県補助金の中で水力発電施設周辺地域補助金ということで、土師ダムの電源立地等によります補助金等が1,350万ほどいただくようになっております。これも防火水槽等へ充当をいたします。

それと、25ページに2つほどございます。合併推進交付金1億1,141万9,000円、これは庁舎建設等の一般財源等に充当するものが主なものでございます。合併の推進に寄与するその事業に交付金を充当するというものでございます。

それから、もう2つ落ちていただいて、安全なまちづくり支援補助金が150万ほどございます。これは県の方の安全なまちづくりの取り組みがございます。これはモデル的に広島市の安佐南区を中心にやられとっ



たわけですが、これを県内全域に広げるということで、今回から新たな事業メニューが出ております。それを受けての事業を計画をしております。

続きまして、28ページでございます。県支出金の中の委託金、総務委託金の中で選挙委託金999万3,000円がございます。これは平成19年の4月に県会議員の選挙が予定をされております。それに係る委託金999万3,000円でございます。

それから、35ページでございます。35ページ、雑入でございます。雑入の中の総務課関係雑入1,711万1,000円でございますが、これは非常勤職員、臨時職員等の雇用保険の個人の負担金部分でございます。

以上が大まかな総務課並びに安全推進室、それと選挙管理委員会に係ります歳入の主なものでございます。

それでは、歳出につきましては、お手元に平成18年度当初予算説明資料ということで、青いA4のファイルがございます。それに基づきまして説明をいたします。恐れ入りますが、もう一方の左手の方には予算書をちょっと見比べていただきたいと思います。まず、予算書の39ページをお願いします。これが総務管理費の一般管理費の中の関係でございます。その説明でございます。

まず、行政嘱託員報酬4,800万というのがございます。これは報酬の額等でございますが、現在501名の行政嘱託員に対しての報酬を計上いたしております。その次に旅費でございますが、526万5,000円、これは旅費の中で日当とか支給地域を限定をしたという関係で、約100万の減額になっております。続きまして、13節の委託料でございますが、弁護士委託料、これ151万2,000円になってございます。これは2名の弁護士の方に月6万円の内訳でございます。続きまして、職員互助会の補助金でございますが、202万4,000円、これは職員1人当たり月500円徴収をしております。市の方からは4,000円の一応506名の、これは三役さん、教育長含めての負担の計上をしております。これは職員の健康増進等に係る厚生福利を助成をするというものでございます。

続きまして、歳出の40ページでございます。その中で、40ページの行政改革推進費382万5,000円というのがございます。これの内訳でございますが、行政改革の懇話会の委員さん、行政改革を策定いたしまして、実施をしていくわけです。その中で、やはり定期的にその報告を行政懇話会の委員さんにしながら、意見を求めていくということで、一応2回ほど予定をしております。その経費が24万8,000円でございます。

それと、行政情報接続料37万8,000円でございますが、これはインターネットを使いまして国の情報等をいち早く取り入れるような形で、例えば他の市の予算編成の状況でございますとか、行政改革の情報でございますとか、そういう動きに対して、その情報を得るための費用でございます。

続きまして、行政評価制度導入に係るコンサルタント委託料315万円

でございます。これは行政の事務の効率化、成果重視というふうなことで、行政運営でなしに行政経営というふうな形で、これからの行政を取り組む必要がございます。そのための評価のやり方等につきまして、そのシステムを導入する経費として315万円ほど計上させていただいております。

同じく、今度は43ページをお願いいたします。43ページの10目の諸費でございます。これの中には、諸費と防犯対策費がございます。これが私どもの仕事に関係してまいります。まず、諸費の方の140万1,000円の内訳でございますが、主なものは、ここに書いてあります危険物安全強化負担金は、これは1節の4,000円でございます。国際交流等で職員を派遣して、ドイツの自治体の方が本市へ見えられて懇談をしていくというふうなことで、旅費等の負担も含めまして50万計上をしております。それと、たばこ交流組合の補助金として10万円ほど、その中には計上されております。

ちょっと右側のこの資料に基づきまして説明をいたします。続きまして、76ページをお願いいたします。76ページの消防費の中の3目の消防施設費でございます。これの中の耐震性の貯水槽の整備でございます。一応市内9カ所を予定をしております。その9カ所の内訳でございますが、吉田、美土里、高宮、各2基、八千代、甲田、向原、各1基、合計9基の用地等でございます。金額といたしまして4,678万円ほど計上をいたしております。それと、その次、消火栓の設備及び修繕でございますが、一応6基で300万程度予定をさせていただいております。同じく防災施設管理費811万9,000円でございます。その内訳でございますが、需用費の88万5,000円は、戸別受信機の修繕費等でございます。

その次の保守点検委託料、13節でございますが、228万7,000円は、移動系とか同報系の保守点検の費用でございます。その次の18節の備品でございますが、100万円、これは向原、八千代で無線での放送になっとなるわけですが、その戸別受信機、そして消火栓ボックスを設置する費用として100万円ほど見ております。それと、県防災負担金といたしまして200万円ほど計上をしております。

その次の災害対策費でございます。77ページ、4目でございます。これは防災会議等の委員の報酬、並びに水防資材の購入といたしまして、洪水ハザードマップの作成ということで70万円ほど計上しております。これは江の川水系、ですから、八千代、吉田、甲田、高宮の一部、これにつきまして洪水、土砂災害並びに避難場所等も含めましたハザードマップを印刷して配布するというふうな計画をしております。それと、県防災、市消防ヘリコプター負担金ということで280万7,000円の負担をしております。これには、宝くじ等の110万円の歳入がございます。

続きまして、ちょっとこの予算書の方では43ページに戻っていただきたいと思っております。この青い分の説明資料では、4ページの方をお願いいたします。安全推進室の方で、交通安全推進費でございます。965万

9,000円の内訳でございます。交通安全対策特別交付金によるカーブミラー等の交通安全の設置ということで735万円ほど計上しております。それと、補助金といたしまして交通安全運動推進隊の補助金162万円でございます。現在84名の方がいらっしゃいます。交通安全等の活動を熱心にしていただいとる、その方に対する運営の補助でございます。

それと、同じく43ページ、防犯対策費1,083万1,000円でございます。安全なまちづくり支援事業として300万円ほど計上をしております。これは地域と連携をしながら、安全なまちをつくっていくというふうなことで、この車両6台分を地域の皆さんと一緒に、例えば子どもの安全でございますとか、そういうふうな活動に使っていききたいというふうなこと、そして昨年も5月に開催いたしました安全の集いの経費、それとか防犯に対するグッズ等につきまして、それらを含めまして300万の事業費のうちの2分の1の補助をいただきながら、この新しい新規の事業を展開しようとしております。

そのほかといたしまして、国民保護法の計画の策定業務でございます。ここの中の関係の43万円につきましては、委員等の報酬並びに計画書の印刷が主なものでございます。それと、防犯地図情報のシステム整備120万でございますが、これは防犯を防ぐ支援事業といたしまして、パソコン等の整備並びにその情報の中に交通安全施設でございますとか、防犯灯の施設でございますとか、子ども110番の家等をその中に、地図に入れながら、いち早く犯罪等の防止に、防ぐ目的で整備するものでございます。

続きまして、防犯灯の維持管理でございます。383万円計上させていただいております。主なものは、防犯灯の設置等につきまして新設等で50万の予算を計上しております。この18年度にかけましては、防犯灯につきましては、基本的に地元の方で維持管理をお願いしたいと。道路照明等につきましては、市の方で管理しとくというふうなことで、市民の方をお願いをしていく形にこの防犯灯の事業はなります。それと、防犯連合会の負担金といたしまして180万円ほど計上しております。これは防犯連合会のいろんな活動につきましての負担金でございます。現在、市の安全推進室の方で事務局を持っております。

続きまして、予算書の方では48ページをお願いいたします。選挙費の関係で、選挙管理委員会経費でございます。この資料でいいますと5ページの上でございます。委員報酬として75万6,000円、これは4名の方でございます。それに係る経費等がここに86万5,000円ほど記述しております。

続きまして、同じく48ページの選挙啓発費でございます。45万5,000円でございます。この主な内容といたしましては、明るい選挙推進協議会の委員さん、これが108名ほど各市内におられます。その補助金等でございます。

続きまして、同じく選挙執行費でございます。これは4月8日を想定し

た場合の予算組みをしております。この日程等につきましては、まだこちらの方にいつという日にちは入ってきておりませんが、恐らく8日か15日か、いずれかだろうと言われております。これに基づきまして、一応8日を想定した場合に、予算を入れさせていただいております。これは3月31日から期日前が始まるというふうなことで、人件費として124万円、そして執行経費の中で、ポスター掲示場でございますが、これは市内に44カ所、投票所が55カ所なんです、それぞれ本庁、支所での期日前投票の事務をしていただくというふうな形での経費等を予算計上をしております。

以上が説明でございます。終わります。

熊高委員長 続いて、説明を求めます。

垣野内財政課長。

垣野内財政課長 続きまして、財政課が担当いたします予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、予算書により説明させていただきたいと思っております。14ページをお開きください。2款の地方譲与税でございますが、項1、所得譲与税、こちらで2億4,796万円計上させていただいております。前年度に比較しまして1億2,685万2,000円の増額となっております。ほぼ倍の予算計上となっております。これは三位一体の改革の会館によりまして、平成16年度から18年度まで段階的に実施される国の補助負担金の減額に伴う税源移譲によるものでございます。

次に、項の2でございますが、自動車重量譲与税でございますが、1億9,837万5,000円計上させていただいております。前年度に比較しますと579万円減額計上となっております。

続きまして、項3の地方道路譲与税でございますが、6,990万円計上させていただいております。前年度比較しますと730万1,000円増額となっております。

続きまして、15ページですが、款3、利子割交付金でございますが、1,257万6,000円計上させていただいております。前年度に比較して243万4,000円の減額計上となっております。

今までのところですが、県からの指示数値によるものでございます。景気変動等を加味しての増減があります。そして、若干制度的な変更もございます。

続きまして、款4、利子割交付金でございます。941万円の計上でございます。前年度に比較しまして485万5,000円の増額となっております。制度改正はございませんが、見込みの増によるものでございます。

款の5でございますが、株式等譲渡所得割交付金、こちらで599万1,000円計上しております。前年度に比較して357万4,000円増額となっております。

続きまして、款の6でございますが、地方消費税交付金でございますが、消費税の5分の1が県及び市町村に交付されております。こちらで3

億1,841万3,000円計上しております。昨年度に比較しますと1,107万9,000円の増額となっております。

続きまして、款7、ゴルフ場利用税交付金でございますが、3,517万2,000円計上させていただいております。昨年度に比較しますと1,082万8,000円減額計上でございます。こちらも県から指示を受けた数値でございます。

続きまして、自動車取得税交付金でございますが、1億5,653万円計上しております。前年度に比べますと1,161万2,000円増額となっております。

次に、款の9でございますが、地方特例交付金9,300円の予算計上でございます。前年度に比べますと1,900万円の減額でございます。これは地方財政計画の伸び率により見込んだ額でございます。

続きまして、10款地方交付税でございますが、88億2,000万円計上しております。昨年度に比べますと2億5,000万円の減額計上でございます。国レベルでは5.9%の減という方向が出されておりますが、本市の場合、起債の償還額の増加、そして合併包括の特別加算分等を勘案して計上させていただいた額でございます。減額が2.8%を見込んでおります。

普通交付税でございますが、80億3,000万円計上しております。17年度の最終的な交付実績が83億4,000万円になっております。これに比べますと3.7%の減額計上となっております。

特別交付税でございますが、7億9,000万円計上しております。昨年度に比較しますと、特別交付税の方では1億1,000万円の減額計上となっております。減額の理由といたしましては、合併包括分の配分割合が18年度では下がるということもありまして、12.5%減の計上をさせていただいております。

続きまして、予算書29ページをお願いいたします。財産収入でございますが、財産運用収入、こちらで目2の利子及び配当金でございます。542万5,000円計上させていただいております。昨年度に比較しまして12万円の減額でございます。こちらは財政調整基金など16基金の預金利子収入を計上したものでございます。

続きまして、予算書35ページをお願いいたします。諸収入、雑入のうち財政課が担当いたします雑入でございますが、節の3の雑入の2番目にあります。財政関係雑入でございます。県の振興協会の方から配分を受けます宝くじ助成金、これの受入金として3,000万円計上しております。通常ですと1,100万円程度の助成金が交付されますが、本年度、美土里町で実施します地域振興拠点施設整備、こちらの助成を受けるとして、通常より1,900万円多く、3,000万円の計上とさせていただいております。

続きまして、次の36ページをお願いいたします。款21の市債でございますが、まず総務債として15億2,190万円計上いたしております。昨年度に比較しますと2億4,910万円の減額でございます。主な事業といたしましては、第2庁舎総合文化福祉保健施設整備事業、こちらの方で14億

円計上しております。また、美土里町の旧小学校跡地整備事業として1億350万円計上しております。

次に、民生債でございますが、1億4,180万円の計上でございます。社会福祉債として2,080万円、児童福祉債として保育所整備に充当します1億2,100万円を計上しております。

続きまして、衛生債でございますが、2,340万円計上しております。葬斎場整備事業、測量調査費に充当いたしますのが2,340万円、葬斎場の関係の計上でございます。

続きまして、農林水産業債でございますが、1億9,640万円計上しております。農業債といたしましては1億6,120万円の計上です。主なものといたしましては、県営農道整備事業6,270万円となっております。県営事業の負担金といたしまして、中馬農道、川根農道を予定しております。次に、林業債といたしまして3,520万円計上しております。

土木債でございますが、4億4,270万円計上しております。道路橋梁債として3億5,980万円計上しております。国の交付金事業3路線、そして地方特定道路整備事業9路線に充当する計画でございます。

続きまして、住宅債として8,290万円計上しております。公営住宅建設事業でございますが、甲田の堂の口住宅4戸、そして高宮町の若者定住分、当面は公営住宅建設事業で計上しております。7戸の用地購入、用地造成、そして2戸の建設でございます。

続きまして、消防債でございますが、1億5,750万円計上しております。防火水槽の整備事業として9基分の2,000万円でございます。そして、小型動力ポンプ積載車整備事業、美土里町の方で予定しておりますが、3台でございます。そして、救助工作車整備1台、合わせて8,320万円の起債充当でございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。分駐所の庁舎等整備事業、そして救急車等整備事業として1,780万円、また3,650万円計上しております。分駐所関係でございます。

次に、教育債でございますが、1,900万円計上しております。中学校の整備事業として、甲田中学校の改修を予定して1,570万円計上しております。学校給食債でございますが、給食運搬車の購入経費として330万円計上しております。

あと特別会計出資債でございますが、辺地債、簡易水道事業で実施しております甲田の高地長屋地区、こちらの簡易水道事業へ辺地債で一般会計で借り入れたものを繰り出しいたします。3,960万円でございます。

臨時財政対策債、これは交付税と連動して、交付税の減額分を補てんするものでございますが、7億2,270万円計上しております。これは県からの指示数値でございます。次の減税補てん債でございますが、4,000万円計上しております。前年度並みの計上となっております。

以上、市債合計額で33億500万円予算計上しております。前年度に比較しますと5億5,260万円の減額、率にして14.3%の減額となっております。

す。

続きまして、財政課が担当します歳出についてご説明いたします。当初予算説明資料、こちらの方で説明させていただきます。3ページをお開きください。まず、財政管理費でございますが、55万9,000円計上させていただきます。財政関係の一般事務経費でございます。通常の事務経費に主なものといたしましては、次年度の予算書、こちらの印刷製本費を計上しております。前年度に比べますと1万6,000円の減額となっております。

次に、入札工事検査管理費でございますが、326万1,000円計上いたしております。入札関係の管理経費でございます。主なものといたしましては、電子入札システム負担金、こちらの方で117万1,000円計上しております。電子入札の関係でございますが、18年度の上期で模擬試行、そして下期で部分導入、紙併用で実施したいと思っております。19年度に入りましては本格実施、下期では紙を廃止する予定で、これから業者さんの説明会等も実施していきたいと思っております。そして、契約事務のシステム使用料として141万9,000円計上させていただきます。業者登録、入札、契約、検査等、これ一括管理するシステムを導入する予定でございます。

続きまして、土木職員の研修、こちらで140万円計上させていただきます。土木職員の研修、専門技術研修でございますが、土木職員の専門員以下の職員で20名程度を対象としております。また、工事検査員の研修も別建てで予定しております。

続きまして、基金管理費でございますが、利子収入を積み立てるものでございます。542万5,000円計上しております。財政調整基金ほか15基金あります。財政調整基金、減債基金が主でございますが、その他特定目的基金13と書いておりますが、14基金でございます。ご訂正お願いしたいと思っております。14基金、特定目的基金がでございます。基金の関係でございますが、総務部長の方が説明いたしました歳入歳出予算資料、こちらの16ページに15年度から18年度末までの動きを表示いたしておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

続きまして、公債費でございますが、元利で43億6,925万円計上させていただきます。元金といたしまして36億7,287万4,000円でございます。前年度に比べて1億2,853万8,000円の増額です。3.5%増となっております。利子といたしまして6億9,637万6,000円計上しております。前年度に比べて3,962万4,000円、率にして5.4%の減となっております。元金がふえて、利子が減っているという状況ですが、率の高い償還が前年度より少ないということで、こういう結果が出ております。利子の方でございますが、一時借入金の利子700万円を含んでおります。

以上、財政課関係の担当します予算についてご説明いたしました。

熊高委員長

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

引き続き説明を求めます。

西本管財課長。

西本管財課長 それでは、管財課の方の公有財産の関係、それから地籍調査の事務関係の予算につきまして説明をさせていただきます。

お手元にお配りしてあります予算書の方のまず19ページをめくっていただきたいと思います。使用料及び手数料の総務管理使用料170万3,000円、これは行政財産の使用料でございます、電柱、NTT、中電の電柱等の使用料でございます。昨年に比べまして96万9,000円の減額としております。

それから次に、29ページをめくっていただきたいと思います。財産収入の財産貸付収入でございます。現在、普通財産を貸し付けをいたしておりまして、この歳入額1,411万3,000円見込んでおります。大体43件程度でございます。

それから、30ページお願いします。財産売り払い収入の不動産売り払い収入でございます。存目で1,000円上げております。17年度では法定外公共物の売り払いを行いまして、大体17年度で360万程度歳入になっておる予算でございます。

それから、35ページをお願いします。雑入でございます、管財課関係の雑入2,613万7,000円でございますが、これは今回、突出しておりますのは、八千代町のゴルフ場の使用料を今までは管財課の方の貸し付け収入の方へ入れておりましたが、今回、雑入の方が適当であろうということで、こちらの方に組み替えております。

それから、戻っていただきまして24ページ、県支出金の県補助金の地籍調査事業の補助金でございます、平成18年度で県の補助金が3,076万5,000円歳入を見込んでおります。

歳入の方は、以上で終わります。

歳出の方でございます。予算書の方の41ページをお願いいたします。財産管理費の財産管理総務費でございます、右の端を見ていただきますと、財産管理総務費の4,395万1,000円、庁舎管理費の1億1,830万2,000円、それから一般車両管理費の4,441万1,000円でございます。それで、報酬につきましては、私有林の境界等の調査、毎年していただいておりますが、この報酬でございます。それから、需用費につきましては、消耗品費であるとか電気代、それから燃料費、修繕費等々でございます。それから、役務費につきましては、保険料、それから法定の検査手数料、それから自動車におきましては、車検、それから廃車でございます。

それから、委託料につきましては、庁舎の清掃、警備等保安関係の委



託料、それからマイクロバスを2台用意しておりますが、シルバー人材センターの方へ委託してる分がございます。それから、使用料及び賃借料でございますが、土地・建物の借り受けの使用料でございます。それと、車に関してはリース料でございます。車のリースにつきましては、1,195万4,000円程度を見込んでおります。それから、工事請負費でございます。旧の根野小学校の解体費として1,000万円程度計上しております。それから、建物の維持修繕、それからプレハブの解体等の工事請負費でございます。これが974万3,000円程度見込んでおります。それから、公課費で自動車重量税を220万9,000円計上させていただいております。

次に、地籍調査の方へ参らせていただきます。予算書では45ページをめくっていただきたいと思っております。昨年に比べまして921万5,000円減額しております。近年、地籍調査の方の申請をいたしましても、かなり減額されて交付決定がなされてるような状況でございます。できれば多くの面積も消化していきたいというように考えておりますが、なかなか県の予算も厳しゅうございまして、つきにくいところもございます。

その中で、賃金が237万6,000円、これは地籍調査の補助員の賃金でございます。それから、需用費がございますが、191万5,000円、これにつきましては、くえ代、筆界くえを打っておりますので、このくえ代、それからそれに打つナンバープレート等でございます。それから、委託料につきましては、地籍測量の委託でございます。大体平成18年度で美土里町、高宮合わせまして3.2平方キロの国土調査を実施する予定であります。それから、備品購入費につきましては、GPS等の導入も検討していきたいというように考えております。

以上でございます。

熊高委員長 引き続き説明を求めます。

山縣電算室長。

山縣電算室長 それでは、電算室所管の予算の説明を行います。

予算書の方は44ページをお願いします。11目行政情報処理費でございます。この処理費につきます歳入は、電算室所管については特にありませんので、すべて一般財源です。それから、予算1億2,947万7,000円上げております。比較のところでは3,697万2,000円の減額となっておりますが、これの主なもの、法改正等によりますソフトウェアの改修委託費の減額でございます。それから、説明の方に処理費の内訳が書いてございますが、電算室の方の所管は、ネットワーク経費と電算処理費でございます。

それでは、内容についてですが、資料の方の4ページをお願いします。広域ネットワークの経費でございますが、これは現在、広域ネットワークは総延長が約134キロメートルの光のネットワークを自設しております。接続施設は、本庁、支所、学校、公共施設等を含めまして87カ所あります。このネットワークの維持のための費用が主なものとして、次に上げております機器の保守費用、それからインターネットへの接続費用、

それから機器ネットワークの保守点検料でございます。

それから、電算処理費でございますが、電算室には20台の主要なサーバー機器と大量印刷用のプリンターが3台をマシン室で管理しております。それから、住民基本台帳関係、税関係、介護福祉関係及び上下水道関係の基幹業務72業務のソフトウェアの管理をしています。そのほかに各職員の1人1台パソコンと安芸たかた広域連合時代において学校に設置したパソコン、合計1,126台を管理しています。これらの機器、ソフトウェアの維持管理費に必要な経費としまして消耗品、これは主にトナーとか用紙代でございます。それから、電算機器保守料でございますが、これは定期的なソフトの保守、それから機械の保守でございます。それから、電算機器のリース料がございますが、これは1人1台パソコンのリースと、それから合併前に各町で使っておられた基幹システムのリースの残債を払っておるものでございます。

以上でございます。

熊高委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

渡辺委員。

渡辺委員 まず、平成16年度の決算審査踏まえて、多少聞いてみたいと思うんですが、18年度予算編成について二、三お尋ねしますが、以前、私も質問をしたことがあると思うんですが、県の事務移譲について、政策的にはどんな効果があったか、あるいは財政的にどんな効果を見込んでおいでか、お尋ねをいたします。

次に、もう1点は、これは説明を受けてはおりますが、予算総額の縮減によって人件費比率が前年度より高くなっておるわけですが、今後の方向づけ等についてお尋ねをしてみたいと思います。

3点目は、全体的に見まして、財政構造の硬直化が進んでおるようでございますし、今後の行財政運営の安定性の確保と負担の公平性確保のために、決算でありました未収金、滞納金の徴収努力について、滞納整理本部長のお考えを、基本的にこういった方針であるか、お伺いしてみたいと思います。3点、お願いします。

熊高委員長 渡辺委員の質疑に対する答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 権限移譲の関係につきましては、建設局が維持課の関係だけ17年度、現地事務所という状況になったわけなんですけど、基本的に維持と県の方の事業というのは、権限的な事業を受けたわけでありまして、総合的には、その県における事業、委託業務として路線の維持管理と改良を受けたわけでございます。基本的に、この権限移譲の中で、全体の全部職員の人件費までという状況には充当されてないのが現状でございます。ただ、市道との関連性、また県道との関連性の事業も持たせていただきながら、相互の事業執行の中で、ある程度17年度は実施されたんではな

かろうかと思っております。

それと、財政構造の関係でございますが、当然予算規模的な面も初めご説明させていただきましたように、人件費等の計数的な面が高くなっておるとい状況もありますけども、全体的な形の中では1億2,200万ばかりの減額の数値を見させていただいております。このことは、大い原因といえますのは、本3月末の早期退職者、また定年退職者の総数が12名の今、予定をさせていただいております。今後、段階の中で、ここ二、三年の中では、こうした退職者の予想も見られるのではなかろうかというように予測いたしております。当然義務的な経費が今年度につきましては50%という数字になっておりますけれども、これは全体的な予算の規模に応じての構成比でございますので、多少年々の変動はあろうかと思っておりますけども、人件費、扶助費、公債費の率に値するものにつきましては、だんだん大きくなっておるのが実情ではなかろうかというように思っております。

事業執行の中におきましては、そういう点の改革をある程度導入していかないと、退職者があっても補充がなかなかできないような現状にもなるかなという思いもいたしております。今後の全体的な総人数を見ながら、そういうところについては十分今後考えながら実施していくということが必要であろうかというように感じております。

熊高委員長 引き続き答弁を求めます。

増元助役。

増元助役 滞納整理の関係でございますが、16年以来、本部を設置をいたしまして取り組んでまいりました。これまでご報告をさせていただいたとおりでございますけども、職員も含めまして組織全体でという、そういった意識は定着してきておるのではなかろうかというふうに思っております。17年度におきましても、16年度の数字は下回らないというふうな目標を掲げまして現在、取り組まさせていただいております。3月末、そして出納閉鎖の5月末をめぐり、今年度も取り組んでおります。

これまで旧町内から引き継いだものでございますけども、件数等々につきましては、かなり減ってきております。非常に難しい部分がどんどん残ってきておるといったような課題もありますし、それに加えて現年分が多少やはりふえておるといったようなこともあって、課題は非常に多いわけでございます。18年度以降、引き続いて努力してまいりたいというふうに思っております。法的な専門的な知識、あるいはそういった専任の職員なり組織といったようなことも視野の中には入れなければならないというふうに思っておりますが、組織全体の機構の問題とも絡み合っておりまして、今後の課題であるというふうに思っております。現在のところは、現状のそれぞれの徴収の担当する部署でもって、支所も含めて一体となって取り組んでいこうというふうな方針でございます。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

渡辺委員。

渡辺委員 12月の定例会にも申し上げましたとおり、強力な機構改革等も踏まえてという発言もさせていただいた経緯がございますが、やはり税の公平性といった面から、あるいは安定的財源の確保という面から、ぜひともこのことは新年度において的確に前に進めていただきたいと、このように思います。新年度の計画予算を見ながら、ひとつご意見として最後に申し上げて、当事者から答弁があれば、いただきたいと思います。

熊高委員長 答弁があればということですが。

児玉市長。

児玉市長 滞納整理の大体約半分は3億6,000万か7,000万だったと思います。半分に相当する滞納は、いわゆる住宅資金等の長年の滞納があるわけがございます。これが滞納の半分近くを占めておるということなんで、この問題を今後切り離してやるんか、一緒の滞納整理の中でやるんかという問題を内部ではいろいろ協議をしておるところでございます。この住宅については非常に難しい問題がありますし、その当時の制度の関係もあって、払わないけんかというような、そういうような問題も出てくるという問題がありまして、この問題を切り離してやれば、純粹の滞納というのは半分になると、こういうことでございますんで。

それともう1点は、最近の滞納というのは非常に悪質な滞納もあるわけなんで、行って逆におどされて帰るといような、非常に悪質な事件もあります。したがって、職員がなかなか長期間これに持ちこたえられんという問題も出てきておるわけでありまして。そういうことで、今後、外部で本当にそういうベテランの経験のある人を囑託のような形で頼んで一部をやってもらうと、こういう方法も考えてこんど、職員だけではとても難しい問題に対応し切れんという問題もありますんで、そこらを本年度中に方向づけを出してやっていきたいというように考えております。

熊高委員長 答弁終わります。

ほかに質疑はありませんか。

小野委員。

小野委員 ただいま渡辺委員の関連ともなるんですけれども、私は、示されました性質別のいわゆるこの円グラフの予算についてちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども。基本的には、義務的経費が50%という形の中で示されておるんですけれども、実はよく考えてみると、もっともっとあるということ認識しなければいけないと思うんです。例えば物件費の中に人的委託分の入ってるわけなんですけれども、これもある意味においては、どうしても必要な経費でございまして、そういう意味からすると、私どもが学生時代に学んだ財政学からいくと、そういったようなものは物件費に入るのか入らないか、これもあるんですけれども。いろいろ財政論をしようとは思いません。ただし、全体としましては、やっぱり義

務的経費の中身としてとらえとかにやいかんという思いがするんです。

そうであるならば、もう50%はこれ超えてるという認識が必要なんだろうと思うんです。本年度は、行財政改革が実施計画に入っていくわけですけれども、そこら辺の観点を十分に、こういう示された中では、まだ50%かという認識ではなくして、もっともっとあるんだというところを十分に腹の中にたたき込んで行政改革にも取り組んでいただきたいと思うんであります。これが第1点のお願いでございます。

次には、今言いました物件費というやつですよ。この中には、17年から始まりました人的委託も多分ここに含まれてるんだろうと思いますけれども、16年度の人件費と17年度の対比は2億数千万あったわけですが、18年度含まれておるそういったようなものの中で、じゃあ残された人件費の中になおかつ残っているもの、例えば非常勤の給料であるとか、こういったようなものは残ってるんだろうと思うんですけれども、いわゆる管理者委託に出したものと、それからいわゆる人的委託に出したものと、なおかつ残っておるものがあると思うんですけれども、それは大体人数はどれぐらいで、どんな職種の人たちが残っているのか、概算をお知らせいただきたいんです。これが1点、それをちょっとお答えください。

熊高委員長

今2点ですね、最初のと。

小野委員

最初はいいですから、思いですから。答えてください。

熊高委員長

答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長

人件費の項目の43億7,995万8,000円の内容ということの質問であろうかと思いますが、当然この人件費の中には、職員の人件費相当分と別格、非常勤特別職の職員といいたまいますか、各部におかれての非常勤のもの報酬等の条例に基づく設置者がございまして、これは相談員さんとか、福祉関係でありますと家庭児童相談員さん、昨年度から実施をさせていただいております母子自立支援員さんとか、新たに今回、産業部門の方で設けさせていただきました新規事業として農業普及指導員さん、各学校関係におきましては、やはり外国語の指導助手とか、当然特殊学級でありますと代替教諭の採用をしなくてはならないというような状況もございまして、全体的に言えば、全体の部門の中では現在約38名分ぐらいの人数を予算計上させていただいております。会計的の中で予算を占めさせていただきますと、9,073万ばかりの予算がそれぞれ非常勤特別職の枠の中で計上をさせていただいておるということでございまして、

以上でございます。

熊高委員長

人数が何とかという質問がありましたね。いいんですね、あれ。

小野委員

いいです。

熊高委員長

答弁を終わります。

小野委員。

小野委員

そのことは必要な人員であるし、必要な経費だろうと思うんであり

ますけれども、ここらを含めて、やはり行政改革の中で大いに検討していく必要が私はあるだろうと、こういう具合に思うんです。人的委託に出して、その総額が、きょう資料をいただいたので大体わかるんですけれども、委託に出すということは、従来、人件費として臨時でしていたわけですから、払ってたものにプラスいわゆる委託料というのを加算して出さなきゃいけませんよね。このことを民間委託するということの趣旨というものが地方自治法に適法するだろうとか利便性であるとか、こういったことがメリットがあるわけですから、必要だろうとは思いますが、そこら辺を踏まえると、これはまさに義務的経費の中に入っちゃうわけなんです。

そこで、節約等々も考えられるんですけど、もう1点お聞きします。各種委員会というのがございますね、いろんな委員会が。今、委員会何ぼぐらいあって、何人ぐらい開催されとるんですか。多分これ1回が7,000円だと思うんですけどね。お答えいただきたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 人的業務委託の中の人件費相当分という非常勤の職員さんであろうかと思うんですが、いろんな旧町の中で非常に個々対応というのがありました。そういう状況の中で、公共施設の運営業務を実施していく中で、やはり施設の館長さんでありますとか、そういう人材を設置されてる中には、業務委託の中にそれぞれの人件費相当分という状況の中で計上をさせていただいて、人的業務以外のものについては指定管理業務の中に入れさせていただいておるとというのが現状でございます。

それと、各種委員会でございますが、今回のこうした18年度の中で各種委員会を計上させていただいておりますのは178回の481人という委員さんで、この委員会に伴います予算計上につきましては、約1,090万の人件費相当分も計上させていただくとということでございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

小野委員。

小野委員 今お示しいただきました、必要なこれ委員会でありますので、活発にそれは議論していただきたいと思うんですが、その日当7,000円が安いのか高いのか、これは1日棒に振っちゃうわけですから、それは申しませんけれども、3度4度と行われるのを1日2時間程度の審議ではなくて、4時間するとか1日かけてするとかというような、そういった姿勢をもって、やっぱり少しでも節約ができるような方向性が出ればいいかと、このように思うんです。

最終的には私が言いたかったことは、どこを縮めてみても、この円グラフの中のパイは変わらないんでありまして、これからますます、今、示された資料でも22年ですか、公債費がピークを迎えると。こういった中で、非常に先が思いやられる状況で、これ大変だという気をきょうまた新たにしましたわけなんです。そういう意味におきまして、思い切った財

政改革、そして行政改革をやって、やっぱり投資的経費というか、義務的経費のバランスをできるだけ縮めていくというような形をしないと、これは将来が非常に不安に思うわけです。ですから、この円グラフも、ぱっと見た目では、まだバランス的には半分だと思っただけでありますけれども、中身は違うということをやっぴりそういった行革のメンバーの人たちも十二分に認識して、行革に向かっていただきたい。これについて、これは委員長はだれかいな、助役さんですか、お答えいただきたいと思っいます。

熊高委員長 答弁を求めます。

増元助役。

増元助役 委員ご指摘のとおりでございます。我々執行部といたしましても、合併3年目という一つの新しい指標をつくっていく節目の年であるというふうに考えておりますし、昨年、策定いたしました行政改革大綱に基づきまして、現在それをいかに具体的に実施をしていくのかということで取り組まさせていただきます。5年の計画ということでありますけれども、できるところからやっっていくということでありまして、さまざまな分野にわたります職員の意識改革あるいはこれまでの単なる管理をするという行政運営だけではなく、行政を経営していくんだと、先般来ご指摘をいただいておりますような、そういう必要なところに必要な資源を選択をして集中をしていくといったようなことも必要でありましようし、成果重視の行政運営といったような、予算を消化したから幾らというんじゃないし、成果を上げたからどうなんだといったような成果重視の行政運営といったようなことも考えていかなければならないというふうなことで、今後の3年、5年の計画の中で将来をにらみながら、本日の起債の数字も含めながら、監視しながら、やっぴり行政を運営していくといったような観点で取り組んでまいりたいというふうに思っおります。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

明木委員。

明木委員 地方債の方の償還についての資料を提出していただいたわけなんですけど、これを見ると、本当に非常に厳しい状況が見えてくるんじゃないかなと思っいます。ちょっと実はこんなもんをつくって見たんですけど、一番こちらが合併当初のデータで、次にこれは16年ですから、予算があっって、決算というふうに来てるわけなんですけど、それを見てもらえればわかるように、これずっと右肩下がりになっっていくとるんですよ。歳入等がこのデータを見て考えるに、22年という年になれば、借金返済額が予算の大体3分の1ぐらいになるんじゃないかというふうなおそれがあるわけですね。それにプラス人件費等、今現在が21%ぐらいあるわけなんですけど、それらを考えていくと、本当に何もできないことになっってしまうんじゃないかなというふうに思っます。合併当時に、想定外だったと思っ

んですけど、アグリフーズの関係とか、保育所、給食センター、吉田の少年自然の家とか、今どんどんどんどん新しい問題も出てきてます。そういうものを考えると、これからの財政推移が非常に厳しいものになってくるといふふうに考えられるんです。

合併当初につくられた建設計画についても、やはり先日の答弁にありましたけど、人口は夢を持ってやらんといけんから、そういう設定をしたと言われましたけど、現実的な問題で、じゃあ新市の建設計画はつくられてなかったのかなというふうに考えられるわけですね。このたび、今だんだんと話題になってきてます自治体の破綻法ですね、これについて言われてるのは、自治体が今後、責任を持って判断して地方債を償還していくと。そのためには、住民への増税なども権限移譲の中で単独市においてしていかないといけないという状況も出てくるといふふうに考えられます。そうなったときに、今回のいろんな事業が18年度の予算に出てきてるわけですけど、本当にこれをすべて今した方がいいのか、それとも今後のことを考えて、もう少し予算の厳しいものでありますから、考えていく必要があると思うんですけど、そのあたり、将来的な展望をどれだけ見込まれた今回の予算計上であるのか、また今後の市における経済効果ですね、経済をどのように支えていこうとしてられるのか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 確かに明木委員さんのそうした財政分析のあり方、棒グラフに基づいて実施されておりますが、合併当初から考えさせてみていただきますと、16年度、3月1日に合併する財政規模というのは、当然旧6町の全部を足した全体枠の予算であったらと思っております。1カ月の暫定の予算で16年度の予算を丸々編成をさせていただきましたが、16年度の投資事業なり予算規模が上がったのも、旧6町の継続事業をやはりそこである程度解決されたんではなかろうかと思っておりますし、引き続き17年度におきましても、この継続事業が実施をされようとしておりますし、まだ今年度、18年度までも影響が出ておるといふ状況でございます。

これは、今回の合併という特殊事情の中でのある程度の予算規模であるんではなかろうかというように理解をいたしておりますし、当然今後における財政運営のあり方にしましても、行財政改革の中でもありますように、今後10年間の目標、前期5年、後期5年という基本のスタンスに立ちながら、やはり義務的な経費、また経常的な経費、どのようにして算出するかということが一番大きな課題だろうというように思っております。

当然職員数にしましても、今500数名ということで、人口100人に対して職員1人というような割合の中では、他市の場合でも実施をされておりますが、今日の状況の中では、合併という一つのポイントをいただてるわけですから、それをすぐ10人に落とすということにはならないと



いうように考えております。当然10年間のスタンスの職員数の管理体制の数値の目標を持ちながら採用の枠を決めながら、ある程度明らかにしていけないといけないのではなからうかと思っております。

それと、事業に伴います財源の問題だろうと思います。当然、幸いにして高田郡の場合には、過疎地域なり辺地地域といいましょうか、そうした区域であり、それを全部100%とは言いませんが、非常に有利な起債でもって事業が実施されておるとというのが、今後における財政負担の力になるというような考え方を持っております。当然本17年度からの予算におきましても、有利な合併特例債を発行をさせていただいております。今まで80億の合併特例債を発行させていただいておりますが、その一般会計債に伴います普通債の起債であっては、丸々市費の負担ということになりますし、合併特例債でありますれば7割の交付税換算というものもございますので、そういうところは、ある程度の事業の計画性を見ながら有利な財源を使っていくということが一番だろうというように考えております。そうしたことも経済対策の効果というのは出てくると思いますし、決して旧町の合併前の事業そのものが計画的に、継続的に事業も実施されておるというように考えておるところでございます。どちらにいたしましても、そうした財政というのは非常にだんだん厳しくなるということがございますので、今後における行財政改革の一環の中でやはりチェックをかけていくということは必要であるというように考えております。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

明木委員。

明木委員 それであれば、こういう状況の中で先日の答弁ありましたけど、新市建設計画を見直す必要が絶対あるというふうに考えられるわけですね。幾ら合併時に決まったからといって、それが本当に今、実行できる状況にあるかという、できるものからやるという話、また有利な起債を起こしてやるという話なんですけど、非常にそれについても厳しい状況じゃないかなというふうに考えられます。そのあたり、やはり見直さないといけないものは見直す姿勢を示していただくことが大事だと考えるんですけど、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 ご指摘のとおり、非常に厳しい財政であります。この間、中国新聞に庄原、三次、高田の比較も出ておりましたが、合併した町村というのは大体そういう方向にあるということなんで、いかにしてこの財政危機を乗り切っていくかというのは、お互いに合併した市町村の大きな共通の課題であるわけでありまして。そういうことでありますので、今後の事業については、起債を使う場合は有利な起債がはまらないものはやはりできんのかなと、そういうどうしてもやろうという必要があっ

てやらないけんということになると、いかにして有利な起債を、有利な起債というのは戻りのある起債ということで、本年あたりも起債の償還の6割は交付税で戻るようになっておりますので、まるでそれが費用になるわけではないんで、戻る部分もあるということでありまして、本年、事業する起債も大体7割が戻ってくる計算になると、こういうことを先ほども財政の方で言うておりましたが、そういうことで、できるだけそういう有利な起債が使えるという方法を、どうしてもやらないけんものはそれです。

それともう一つは、今、合併建設計画の中で一番大きな課題というのは、今まで言うておりましたように、第2庁舎、文化ホール、それから特老はもうできましたが、それとあとは広域の葬斎場と、こういうことでございますので、そのほかの問題については、箱物等についてはもう最小限に絞ってこんと、今ご指摘のとおりになりますので、そこらは今後、考えていく必要があると思います。

道路、上水、下水等についても有利な起債を使いながらやっていく、そういうことを知恵を絞ってやっていくということになると思いますし、今、合併当時から継続事業でやっておるものばかりでございますので、新規の道路が出たりは恐らくしてないと思います、市道についてですね。そういうことで、ご指摘のとおり、厳しい財政の中で財源をにらみながらやっていくと。今、合併建設計画を見直すかどうかという問題については、まだ3年目に入っておりますんで、やはり合併建設計画というのは、皆さんが合併のときに知恵を絞って立てた計画でございますので、これを今、大幅な見直しをするというのは、今まで辛苦して合併をされた皆さんに見直しをしますというのは、今の段階では私は言えんのかなと思います。執行の段階でもう財源をにらみながら、優先順位をつけてやるということが大事だろうと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

明木委員。

明木委員 ここにある新市建設計画ですけど、これにも載ってます財政計画、また人口についてもここに載ってるわけですけど、これがもう既に大幅に変わってきてるんですよ。それなのに見直しがかけれないというのは、行財政改革を始めるといって大綱がつけられてますけど、そのあたりでもやはりもう少し、幾ら合併当時に皆さんがやられたとしても、それだけ大きな変化を迎えてる、時代の変化がどんどん進んでるんですね。そういう中で、いくらそういう経緯があったにしても、変えるところは変えていかないという、大なたを振り出さないといけないということを以前も言われてました、市長の方も。そのあたりもう少し真剣に取り組んでいただけないかというふうに考えるわけで、市長にぜひそのあたりもう一度お願いしておきたいと思います。答弁はよろしいです。ありがとうございます。

熊高委員長 今村委員。

今村委員 今回の予算で初めて実は行政評価に対するこれからの行財政改革を進めるということで、具体的に上がってきております。それで、先ほど説明を聞いたわけですが、やはり端的にこれをさらに一步改革への道を進める手段として、執行部はどういうふうにお考えになってるかということでございます。今の改革推進費の今年度の事業では、懇話会なり、あるいは内外の情報を集めたり、それから評価制度の仕組みをコンサルとともに構築するんだという説明であったかと思うんですが、私は、その制度をさらに進めるには、やはり内部の徹底した事業効率への追求を優先されなきゃいけないだろうというふうに思うわけでございます。そのことは逆に、行政評価の仕組みを進めるについては、やはり事業効果の徹底した内部での追求がまず第1点でありますし、それから、それぞれ事業の目標の明確化ですね、このことがはっきりされなきゃいけないというふうに思うわけです。その結果が情報公開につながり、市民への説明責任だということで、その評価が高まるというふうに思うわけでございます。

その仕組みとして、今年度の改革の推進のあり方について、もっと具体的な形での視点があればお聞きしたいのと、相まって、さらに行政評価の仕組みを進めるには、具体的に目標管理制度の導入がないと、私は内部がなかなかそういう意識につながらんのではないかとこのように思うわけでございます。例えば具体的に今年度の新規の事業がいろんな形でございますが、これらの一つ一つを検証した上で、この目標管理制度の導入というものが今年度の予算執行あるいは事業執行について図られるご予定はないのか。そのことによって、私は、職員の意識も大いに変わってくるだろうし、そういう習慣づけることによって行政評価の仕組みも変わってくるだろうというふうに思うわけでございます。先ほどの、私も一般質問の中でこのことを質問いたしましたが、これらの具体的な回答が今回の予算委員会に持ち込まれておりますので、そこら辺の基本的なお考えについてお伺いをしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。  
増元助役。

増元助役 18年度から行政評価について取り組んでいきたいということで、予算を計上させていただいております。具体論につきましては、予算の決定をいただいてからということも思っておりますけれども、現在思っておりますのは、委員ご指摘のとおり、確かにプラン・ドゥー・シー・チェックというマネジメントサイクルを確立させなければいけないと。これまでも決算をし、それからその年の事業の結果を見て予算も組みということで、それに似たようなことはやってきておるというふうに思います。決算の状況を見ながら、いかに効率よく予算を立てていくのかということはやってきたわけですが、そこをもう少し科学的に細部にわたってやっていこうというのが今回の新しくといいたいまいしょうか、新年度に取り組んでいきたい行政評価のシステムだろうというふうに思います。

一つの事業を組み立てていくのに、これはどういうコストがかかり、先ほど成果重視というお話をいたしました。結果として、成果として何を生み出すのかということまで考えて事業を組み立てていきましよう。そして、執行する場合には、1,000円かかるものは800円でできないかと、あるいは半分でできないかと。あるいは同じ1,000円かけても1,500円の効果を出すにはどうしたらいいだろうかというプラン・ドゥのところですね。その結果をもう1回検証してみると。期中で検証し、期末で検証して、じゃあこれは継続してやっていった方がいいのかどうかといったようなところまで検証していくというのが今回の我々がイメージしておるところでございます。

先般来、補助金の関係も出てまいりましたけれども、ゼロベース予算という思いで言いましたけど、スクラップ・アンド・ビルドという、何もかもぶち壊してしまうということじゃありませんけれども、一たんゼロベースに戻して、それが本当に市民の皆さんのどういう成果を生み出すのか、その活動の成果がどういうものを生み出すのかという検証をする必要があるというふうな意味での補助金の見直しであり、補助金だけではなく、ほかの事業、福祉事業にしましても、道路をつけるにしましても、その予算をつけたからそれで終わりというんではなしに、その結果がどうであるのかというふうなところまで含めて事業を組み立てていきましよう。そういう一つの検証するルールをつくっていきましようというのが今回の新しい行政評価のシステムであろうというふうに思います。

ですから、それは当然プラン・ドゥ・シーという目標管理の行動基準に結びついていかないと意味がないと。事業をやりっ放しで、その結果がどうだったのかということを経営内部でももっともっと評価をすべきだと。決算で使ってしまった後、評価するという意味じゃなしに、期中においてもそれをやりましようというふうな観点から取り組んでまいりたい。最初から全部完結はできませんので、できるところからといいましようか、プラン・ドゥ・シー・チェックにしましても、今まで緩やかなといいましようか、漠然とした形でやってきたけども、もう少し意識をかけてやってみましよう。それを2年、3年、5年と続けていく中で完成度を上げていきたいというふうな思いでございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

今村委員。

今村委員 今おっしゃるとおり、新年度の新しい事業の中で進めるということを経営の形で助役が言われたわけでございます。私は、新規事業を進めるための大前提として、今は検証及び自後へ生かすというのが主流の話だったんでございますが、やはりプランの段階でこの事業をどういった形で効率を高めるために目標を立てるんだと、そこだろうと思うんですね。そこをいかに、それこそ組織が簡単になって、そのことに努力して、数字的な目標を立て、そのことについて事業を行う姿勢というのが

ないと、私はこの行政評価の仕組みというのは少し時間がかかるんじゃないかと思うわけです。したがって、今年度、改めて新規な事業がございますので、中によると二、三具体的にPDCなりPDSに基づいて、やれる事業というのは幾つかあるかと思うわけです。そこら辺について具体的に執行される、あるいは試行されるお考えはないかということをお聞きをいたします。

熊高委員長 答弁を求めます。

増元助役。

増元助役 具体的にどういったところから始めるかということでございますけれども、私のイメージでは、多分各部いろんな主要事業を抱えておりますから、そういった事業を抜き出して、最初から全部はできないと思うんですけども、象徴的な事業を抜き出して、それを徹底的に各部なり担当課でサンプル的にやってみるといったようなことからスタートすべきかなというふうに思っております。福祉でいいましたら、介護予防といったような一つの観点とか、あるいは健康づくりという観点で、それじゃあやってみよう。産業の振興を、じゃあ今回の加工センターに絡まる地域の農産物がどのように生産をされて一つの体系ができるのかと、そういう主要事業を一つ取り上げてやってみるといったようなことからスタートをしたいなというふうに思っております。

これだけ歳入につきましては規模を縮小していかざるを得ないという状況ですから、行政とすれば、いかに効率を上げるか、いかに質を上げていくかということであろうと思います。新しいものをどんどんつくるんではなしに、今あるもの、あるいは地域にある資源をいかに有効に効率よく活用していくかということが行政経営として求められておるんではなからうかと。そういう意味では、1,000円のお金をいかに1,500円、2,000円に使わせていただくかということをやらざるを得ない。そのためのツールとしてこの評価あるいはプラン・ドゥー・シーというマネジメントがあるんではなからうかというふうにとらえております。

熊高委員長 質疑の途中ですが、この際、2時15分まで休憩いたします。

~~~~~

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~

熊高委員長 それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

今村委員。

今村委員 今、助役の方から具体的に各部で主要な事業を重点的に選んで、その仕組みをやるのも一つの方法だろうということをお聞きしたわけですが、担当部である総務部として、今の答弁を受けて、今後そういった当年における具体的な施行の問題としておやりになるお考えがあるのかどうかというのを確認しておきたいと思っております。

2点目に、人材育成の問題でございます。一部説明の中では、専門的知識を有する職員の養成については具体的にお聞きをしたわけでございます。その前提として、やはり人材育成の基本的な方針の策定ですね、これらがやはり前提として必要なものではなかろうかというふうに思うわけでございますが。そこについては、今年度こういった形で進められようとしてるのか。2点お伺いして、この件については質問を終わります。

熊高委員長 答弁を求めます。

まず、1点目の関係ですが、高杉総務課長。

高杉総務課長 行政評価システムは、その手法等について本年度導入して、その手法によりまして、今度は次年度等の予算編成に生かしていくというふうなことでございます。総務部といたしましても、この次にはどうしても人事の評価等を行う必要があります。そういうふうなことも、それをしていく上においては、どうしても各課あたりには、各部でもそうですが、その部としての具体的な目標管理等の設定をしてもらおうと。その中での評価をしていくというふうな形にもなろうかと思えます。そういうふうなことを通じてこの行政評価を活用していきたいと、こう考えております。

次に、人材育成でございますが、この平成17年度において基本方針を策定するということが現在、取り組んでおります。つまり職員の意識とかやる気そのものを、最大限その能力を発揮をしていくと。その中で、そういう人をいかに育てていこうかというふうなことが基本的にあります。仕事をしていく上においての適正な評価等もしていく必要がございますし、そういうことを踏まえまして本年度、残りは少ないわけですが、全力を挙げて人材育成の基本目標の策定に現在、取り組んでおります。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

岡田委員。

岡田委員 施政方針でも、それから予算編成でも、市長も言われたように、合併して3年目にしてこういう厳しい状況になったと。国も約束をほごにしたというようなことがありましたように、だんだん三位一体改革がじわじわじわじわ響いてきとるのはわかりますが、それで、今年の起債償還も40数億になっておりますように、それらが、先ほどから聞きますと、大体6割程度が地方交付税で算入されるようなものが含まれとると。地方交付税は88億2,000万円ですか、今年の場合、予算したのが。それで、いろいろとこれからはいい起債を事業計画には算入せないかと、できるだけ交付税で返ってくるものを使うと事業を進めると、知恵を絞ってやらにやいかんと言われたように、今年の地方交付税の中には充当されとる償還に対する地方交付税が大体6割で、いや、私、今ここでちょっとやったら24億ぐらい含まれるのかなというような計算でよろしいのかどうか、まず1点お伺いいたします。

熊高委員長 答弁を求めます。  
新川総務部長。

新川総務部長 償還金と交付税の措置額ということになるかと思っております。ご指摘いただきますように、18年度の償還見込み額につきましては、元利償還の見込み額については44億2,300万という見込みをさせていただいております。その中で、普通債と災害復旧事業債等に分類をさせていただき、個々の事業債につきまして、当然基準財政需要額という中には、44億2,300万の中に25億8,000万円という数字が必要額の中に算出はされております。この数字が58.3%という状況でございます。それは需要額の積算でございます。当然交付税というものにつきましては、基準財政需要額と基準財政収入額というものがございまして、そういうところの相殺があり、その差し引き額というものが交付税措置とされておりますので、算出の基礎になるものにつきましては、交付税として財源措置はされておることになるかと思っております。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
岡田委員。

岡田委員 専門的には、皆さん方がそれだけの専門を持つってんですから、私はわかりませんが、22億何ぼが基準財政需要額に起債の償還額が入ると。その中で、例えば今のような6割戻ってくるもんやら、全くされてないもんも必要額の中に入るとるわけですか、22億何ぼの中に。交付税で返ってくるもんの額の必要額が22億なんですか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
新川総務部長。

新川総務部長 44億2,300万の中の交付税措置されておるのが25億8,000万円でございます。そこの中では交付税措置をされない、例えば更生福祉施設の事業でありますとかいうものがございまして。そういう……

熊高委員長 よろしいですか、答弁は。

岡田委員 大体わかりました。それでですね……

熊高委員長 再度質疑ですか。  
岡田委員。

岡田委員 それで、22億の分がそうなるわけですから、それ財政基準需要額の中に入るわけですね。だから、それだったら地方交付税だが、何ぼの率で財政需要額の22億の中で地方交付税として措置されるんですか。

熊高委員長 よろしいですか。  
答弁を求めます。

暫時休憩といたします。

~~~~~

午後2時25分 休憩

午後2時26分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
質疑を求めます。  
岡田委員。

岡田委員 それを受けまして、今年の88億2,000万円の交付税には、どれだけその部分が占めるか、計算上どれだけ占めるか、お尋ねいたします。

熊高委員長 答弁を求めます。  
新川総務部長。

新川総務部長 当然先ほど言いますような交付税の需要額につきましては、経常経費なり、また投資事業、国が示しておる事業の中にもございますし、先ほどから言うとります公債費部分の率もありますし、そうした公債費で見ただけというの、需要額というの117億くらいあるわけですね。その数字から、その中には交付税が入るとるわけですね。その中から基準財政収入額を見ますから、33億くらいの収入額を見るわけですね。そうしたら、交付基準額というの80何億の数字が出てくるわけです。だから、その80何億の数字というの、全国レベルの中で調整率を掛けさせていただいて、国の交付税のパイの中でその調整率を平成17年度は戻していただきましたが、今回はそういうことはまだわかりませんが、調整率を見たもので80数億円の普通交付税の算出をさせていただくとるという状況でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
岡田委員。

岡田委員 結局のところ、いい起債があるいうても、その分の7割が返るいうても、全体の中で財政需要額の中にはめられて、結局のところ、その部分だけが何ぼ来るかわからんようになってるんやね。そういうことじゃないですか、ちょっとそれをお尋ねします。

熊高委員長 答弁を求めます。  
新川総務部長。

新川総務部長 需要額の算出につきましては、その数字がわからなくなっておりません。明確に交付税の需要額の中には算入になっております。

熊高委員長 答弁を終わります。  
暫時休憩をします。

~~~~~

午後2時28分 休憩

午後2時33分 再開

~~~~~

熊高委員長 会議を再開いたします。  
再度質疑を求めますが、岡田委員。

岡田委員 有利な起債と言いながらも、当初の予算編成の説明や、それから国がどういう方向に三位一体で行きよるかということをも市長も含めて述べられました。ですから、これからの財政計画、今日も、もろたグラフのこの一覧表ですけども、この問題でも、あくまで推計でありまして、今



からの国の方向というのは、市の財政が例えば扶助、公助の問題、課税対象が上がって市の税金が上がれば、地方交付税が必然的に落ちるシステムになっておりますから、言うなれば、今の状態の中での推計は後でできましようが、今の政府の方向からいくと、この7割が返る、例えば特例債に例えますと、これが将来にわたって保障されるかという見通しが大変危ないんじゃないかという私は危惧を持つんですが、市長並びに総務部長はどのように思っておられるか、お尋ねするところであります。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 我々も予想がつかんところがあるわけですが、私は前から思ってたのは、合併特例債も長うはどうも続かんのじゃないかという、これは個人的な感じなんですが、特別の理由というのはないんですが。国が非常に財政的に逼迫をしてくる中で、必ずそういう政策、現に合併特例債の使い道についても、かなり厳しい規制がもう出てきよると、こういうような流れがありますので、そういうことで、どうしてもやらないけんものは、この合併特例債を早う使うてやってしもうとくと、こういうことが今後、得策だろうと思います。あるけえいうて全部使うたら、後から7割戻すのも戻さんようになってくれちゃ困るという問題もあるんで、これはできるだけ始末をしてやらないけんと思います。

それで、国の全体の予算を見ますと、年々、ご存じのように地方交付税がへつられよるわけですね。これは合併した町村へは地方交付税は10年間は多少はあるが、補償するという最初の約束であったわけです。しかし、みんなつろうて合併をしたもんだから、後ペナルティーを受ける者がおらんようになったということで、ペナルティーを受ける者が半分ぐらいおりゃ、それが皆ペナルティーを受けてかぶるんですが、交付税の減を。皆つろうて合併したんで、結局は同じことになったというのが偽らざる現実の姿であろうと、このように思います。

それで、去年は国の地方交付税が16兆800億あったんですかね。それが今年は14兆6,000億に減ったと。2兆まで行かんですが、2兆近く減ると。ひところは国の地方交付税は20兆ぐらいあったんですよ。ですから、今年の14兆6,000億に減ったというのは、3割近う減ったということなんです。ひところから比べると。これがどんどん毎年減りよるということです。ですから、国の交付税の総枠が減ってきよるんだから、やっぱり必ず地方へはしわ寄せが来るといことであるわけでありまして、そこらを腹の中へ入れながら、我々は今後の事業をやってこないけんんじゃないかというように、私は個人的には思うております。国は約束したんじゃけ守るいうて言いよるんですが、現に約束はだんだんだんだんほごになりつつあるというのが実態であるわけでありまして、そういう点を注意しながら今後、我々もみずから守っていくということが必要だろうと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

秋田委員 1点ほど、漠然としていて細かい質問になるかと思いますが、お願いしたいと思います。

市税の件でございます。このことについて、これまでも自主財源の確保という形で一般質問なり、それから委員会等でも再々自主財源の確保、あるいは今日もございました安定財源の確保という形での質問は多々あったかと思えます。それで、今日ご提示いただいております資料の8ページ、予算資料ですね。ここにも数字的な資料をいただいておりますけれども、市税におきましては、17年度の金額と、それから18年度のコル額を比較いたしますと、金額的には18年度は減っております。ところが、構成比の割合でいきますと、ふえております、15.5%、1.3%ぐらいふえております。また、昨年いただいた16年度の資料においても、これは31億3,914万5,000円ということで、構成比は12.2%という数字で、だんだんに構成比は上がってきているけれども、金銭的にはそう上がってない、あるいは去年と比較したら下がっているという形になっております。

そうした中で、今後のこの動向と申しますか、そこらのことは恐らく下がっていく方向に行くだろうし、先ほど岡田委員さんの質問の中でも、国の行政のあり方としての交付金ですか、何かそういった部分の答弁をいただいた中では、今からも減っていくという形になってくると、とりわけ自主財源のうちの市税が占めるウエートというのは高くなると、言うまでもなく、そうなると思えます。そうした中で今後の動向をどうお考えになっているかということと、またそれを伺うのは、行財政評価システムの話もございましたけれども、助役さんの行政評価の中の答弁で、いろんな今後のことについても答弁をいただきましたけれども、行財政改革大綱においては、歳入の確保という形で、新規財源の確保や既存財源の見直しを進めて、自主財源の拡充に努めますということを受けて、今回の予算なんかも組み立てられていると思っております。そうした中で、そのことがこの予算書の中ではどのように生かされているのかということをお伺いしたいと思えます。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 市税の率といひましようか、17年度、18年度954万8,000円下がっているにもかかわらず、構成比的には、先ほど全体の枠の中でご説明をさせていただきましたように、全体的な予算のあり方の問題だろうかと思っております。今回のこうした税収につきましては、定率減税という措置が段階的に見直しされて、算出の中では6,170万円、5.5%増加してあるんですが、本年度は3年に1回の固定資産の評価替えによりまして、減耗分に伴います固定資産税の減が8,143万8,000円という大きな数字が、4.5%の減ということになります。対象そうした定率減税の問題と固定資産の減という状況の中で、多少のものであるわけですが、市税の減の

要因については、主なものがそういう状況になっておるところでございます。

熊高委員長 引き続き答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 財源の確保という状況のご指摘でございますが、全体的な使用料の見直し、指定管理制度そのものの導入という状況にも取り組みをさせていただいております。当然利用率を高めということの中で、指定管理料の減というのは出てくるというように考えておりますし、やはり指定管理制度の中で受けた、そうした受託されたところについては、企画立案力の問題だろうと思っております。そういうところが今回の指定管理者制度のメリットということでもございますし、多少市内の皆さんにも優遇なんです、市外の方が利用されるという施設が部分的に教育委員会の管理しておる、部分的にありましたけども、やはりそういうところについては当然見込まれる財源については、使用料につきましては3倍という状況にありましたけども、そういう見直しをかけさせていただいておるというのが状況でございます。当然指定管理に出しておる委託先の企画、各全部にまたがって、指導の確保というものは必要になってくるのではなかろうかというように思っております。

熊高委員長 答弁を終わります。

秋田委員。

秋田委員 見直し等の財源確保ということはどうしてもありますし、恐らくそういう取り組みはなされてると思います。ただ、新規財源の確保という形では、今回の予算にはそのことは生かされてるのかどうか、改めて伺います。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 このたびの新規財源の確保ということについては、財源としては予算計上はさせていただいておりません。今後、こうしたことについての課題の問題点というものは出てくるというように思っております。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

青原委員。

青原委員 ちょっと確認をさせていただきたいんですが、今朝ほどいただいた資料の中で、保育所運営業務のところ、新年度当初予算額が全然記載されてない。合計額はここに書いてあるんですが、それを信じていいんかどうかいというのはわからんですが。何で書かんかったのかというのが1つ。

それと、その他の海洋センターから総合運動場の分についても予算額が書いてないと思うんですが、そこらのことはどういうことで書いてないのか、ちょっと説明をいただければありがたいと思います。

熊高委員長 2点目はどういうことだったですか。

- 青原委員　　その他のところの予算額が書いてないんですよ。これが入ると、今の5,205万5,000円というのがちょっと狂ってくるんじゃないかなというふうな思いがするんですが、そこらの説明をお願いいたします。
- 熊高委員長　　答弁を求めます。  
高杉総務課長。
- 高杉総務課長　　資料の作成の段階におきまして、各保育所別にその数字を出すということも含めて検討していったわけですが、小計の中での数字でよかろうということにしとったわけですが、保育所だけそうなっとなって、あとの施設等につきましては、すべて新年度の予算額等が記載されております。これにつきましても、もう一度資料を出し直しをいたします。記入したものを出し直しをさせていただきたいと思います。
- 熊高委員長　　青原委員。
- 青原委員　　出し直しされる言うんならわかるんですが、それだったら、あわせて16年度の分もあれば一緒に提出をしていただきたいというふうに思います。
- 熊高委員長　　答弁を求めます。  
高杉総務課長。
- 高杉総務課長　　16年度の資料等につきましては、保育所等で言いますと、臨時職員等の雇用をしていたというふうな形での数字になってきますから、この人的業務を始めたのは17年度というふうなことなんで、できましたらこの資料をもう少し充実さすということで、17と18の.....
- 青原委員　　ちょっとはっきり言うてもらわなわからん。聞こえにくい。
- 高杉総務課長　　16年度につきましては、臨時職員等の雇用で対応しておったというふうなことです。ですから、この人的業務に関する比較につきましては、17年度から実施してきたわけですから、17年度と18年度の比較で、もう少しこの内容を充実した部分での資料作成の提出にさせていただきたいと思います。
- 熊高委員長　　答弁を終わります。  
青原委員。
- 青原委員　　それでは、ぜひとも16年度の資料が欲しいんですが、というのも、やはり保育所の場合は、吉田保育所が16年度は総予算でどのくらいかかったよということだけでもわかればええと思うんですが、それに比べて17年度、18年度はどうなんかということを見たいと思いますんで、ぜひ16年度の最終予算額がわかれば資料として提出してもらいたいと思います。  
以上です。
- 熊高委員長　　答弁を求めます。  
新川総務部長。
- 新川総務部長　　先ほど課長の方からございました、18年度の新年度の当初予算の吉田保育所から川根保育所までの1億4,491万1,000円の数字でございます。原課の方から総時間が出てきております。それと同時に、新年度の予算

要求というものも出てきておるわけですが、そうした各施設の方からの要求につきましては1億5,284万9,000円ぐらいの非常に大きな数字が出ております。このことにつきましては、保育所の園児数のやはり増減によりまして、5%ぐらいの枠でカットさせたいと思います、全体の予算の枠を。保育所の全体の中で、全体のパイの予算の中で調整をさせていただきたいという趣旨の中で、その記述をしてないというのが現実でございます。当然5%をカットした数字の中ですり合わせをすればよかったんですが、内容的にはそういう意味でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、先ほど来からご指摘いただきます、今回の業務委託の取り組みをさせていただきました17年度からの実施につきましては、やはり正職員の人件費のコスト削減という形のものとの任用の適正化といひましょるか、臨時職員なり非常勤職員の適正化というのを第一に取り組みをさせていただいたところでございます。そうしたコストの比較対照ということになるかと思いますが、当然臨時職員さん、また非常勤職員さんの人件費等を業務委託の方に委託料として変更させていただき、17年度から実施させていただいたわけですが、値するもとの数字がどうであろうかというような、ちょっと私も気にはなるんですが。今の7の賃金で見るとる予算と非常勤特別職の予算で対応させていただくものしかできないんじゃないかならうかと思っております。そういう状況の中で、全体の動きがどうであったかというのは、ちょっと整理はさせていただきたいというように思っております。

熊高委員長 答弁を終わります。  
青原委員、よろしいですか。  
青原委員。

青原委員 くだいようなんですが、資料をもう一度提出をしていただきたいと思います。総務課長の方が提出すると言われたので、していただきたいと思います。ただ、この問題につきましては、ただ安くすりゃええいう問題でもないわけですね。やっぱり相手が人間ですので、そうむちゃくちゃに安くして経費を浮かしゃええいう問題でもないと思うんですが、そこらのことも踏まえて、今後のあり方についても考えていただければというふうに思います。資料の提出だけお願いします。

熊高委員長 以上です。  
そういうことですから、コストが比較できるような資料が出せるということで確認してよろしいですか。

高杉総務課長 そうですね。

熊高委員長 それじゃあ、そういう形で資料を提出いただくということで、いつになりますか。

高杉総務課長 会期中に出させていただきます。

熊高委員長 それじゃあ、会期中にできるだけ早く提出していただくということでよろしいですか。

○青原委員 はい。

熊高委員長 ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

山本委員 ちょっとお尋ねいたします。防犯対策費ですけどね。その中の説明で、防犯灯維持管理費383万円いう中で、新しく新設する分もある、それで道路照明で市民が管理せないけんいう分もあるというようなことを説明されましたが。先般、一般質問でもこのことがいろいろ取り上げられましたが、これは旧町時代のもので統一してない、いろんな面があるということで、これをこのたび予算組んでやっていかれるということになると、統一される見解をある程度考えとられる中で、こういうものをやらんとされとるのかどうか、ちょっとそこらをされないと、またせっかくなので新設する、それで市民にいろいろ維持管理を話していく場合に、先で説明したこととやることと違うようなことがあった場合に、大変市民に迷惑かかると思うんです。そこらの見解をちょっとお伺いします。

熊高委員長 答弁を求めます。

高杉総務課長。

高杉総務課長 議会の方にもご説明をしておりますように、防犯灯につきましては、それぞれ旧町において設置した経緯等がございます。特に難しいのは、それぞれ町が設置して町が管理していた防犯灯もございます。ただ、現実的に吉田町、甲田町あたりを見ますと、道路照明以外の照明施設等につきましては、すべて防犯灯として地元が維持管理をしていたということもございます。その中におきまして本年度、予算をさせていただいたのは、従来どおり市で見えていた部分約800ぐらいな防犯灯がございますが、それにつきましては、引き続き18年度は市の方で見えていこうということ。そして、防犯灯の市の補助基準によります防犯灯の設置につきましては、一部補助をしながら維持管理は地元の方でしていただくというふうな、基数につきましても50基程度考えての予算計上をさせていただいております。このことにつきまして、18年度は市民の方に市の考え方を理解をしていただくべき努力を払っていききたいと、こう考えております。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

山本委員。

山本委員 努力をされていかにゃいけんことは、それはわかっとるんですが、結局努力をされることに、やっぱりきちっと後の考えに沿っていく人はいいけど、そうでなかった、今までやってきた関係上、そうでない反面の方に対してきちっと対応できるような努力の仕方ですらやられるんか、そうでないかということによって、先で問題が起きると私は思うんですが。やはりやられるからには、きちっとした基本的な考え方を持って、そうでない地域はそういうお願いをしていくようにするのか、あるいはそれはそれとして区切りをつけた方向でまたされるのか、そこらが明快に

されてないと、後で問題が生じるということが起きるんじゃないかならうか  
と思います。そういうことはないと思われませんか、お伺いします。

熊高委員長 答弁を求めます。

高杉総務課長。

高杉総務課長 現在、市におきましては、安芸高田市の道路照明施設設置及び維持管理基準というのを定めまして、それによっての一定の市の方向性、考え方のもとにいきまして、既存の防犯灯等を整備、見直しをしながら、地元で見ていただく防犯灯につきましては地元の方でお願いすると。逆に防犯灯であっても道路照明でとらえる分につきましては市の方で管理をしていくというふうな基準のもとに、統一した方向性を持って取り組みを進めていきたいと考えております。

熊高委員長 答弁を終わります。

山本委員。

山本委員 わかりました。だから、基本的にはそういう考え方を持って、方向性できちっと理解を求めていくということですね。わかりました。

熊高委員長 それでよろしいですか。

答弁を求めます。

高杉総務課長。

高杉総務課長 そのようにやります。

熊高委員長 ほかに質疑ありませんか。

藤井委員。

藤井委員 まず、1点お伺いをいたします。

行財政改革ということで18年度予算も減額で示されてるわけですが、実は昨年6月の段階だったと思うんですけども、総務常任委員会で分庁舎並びに支所の視察も行わせていただきました。本庁舎含めての管理費というんですか、光熱費であるとか備品であるとか、そこらあたり、この18年度予算にどのように改善をされて反映されてるのか、そういった部分をまず本庁舎も含めて、第1、第2、第3については所管が違いますから、総務部長の方で答えができるのであればお答えをいただきたいと思えますし、さらに各支所のトップも予算委員会にも出席をいただいておりますので、差し支えなければ、所長の方からそういう取り組みについてお伺いしたいと思うんですが。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 行財政改革の一環の中での状況、取り組みでございます。ご指摘いただきますように、支所の庁舎につきましては、他の団体との競争性という状況の中で、その後、利活用という状況もいろいろご指摘をいただいた経過があるかと思っております。いろんな財産管理の観点から、ある程度の情報というのも同一敷地内であるわけなんですけど、その点については、いろんな角度のモラルの中である程度実施をしていくということで、社会福祉協議会の事務所のスペースとシルバー人材センターの

事務所のスペース、そういう市のそうした団体に対しての補助金も、ウエート100%というような状況の中にも支出をさせていただいております。総合的な施設の維持管理の観点から、やはり別棟を1棟の中で総合的するという観点から、随時整う地域からそういうのも実施をさせていただいたところでございます。

それと、備品関係でありますけども、合併後そうした備品につきましては、電算のシステムの中で統一をさせていただいて、ある程度チェックはかけさせていただいておりますけども、現在まだ進行中の備品管理等もでございます。それと同時に、今後の公文書の管理のあり方につきましても、当然各支所の倉庫なり、いろんな施設等の対応の内容もあろうかと思いますが、この点は随時ある程度整理をしていかななくてはならない点があると思っております。

それと、分庁舎につきましても、今回こうした公民館の解体、また教育委員会の分室、それと管財課が入っておりますコミュニティーの施設、そういうところについては一応現在、ある程度部内調整をさせていただいて、公民館の分室につきましては、総合的なある程度の教室が開かれる状況の中で、事務所のスペースを吉田土木の方に移管をしたらということで今現在、事務的な形の中で調整をさせていただいております。それと、自治振興部につきましては、第1分庁舎の3階部分に入らせていただき、管財課の方も3階部分にそうした事務の、新しい庁舎ができるまでは、そちらの方で事務をとらざるを得ないのかなというふうに思っております。これも事務の統合化という形の中で、光を引っ張ってる関係もありますので、点在するよりかは、そうした既存の施設のところへある程度集極をするということも必要かなというように思っておりますし、4月の1日から包括支援センターという組織もまたスタートするような状況もでございます。そういうところも考えながら、全体の第1分庁舎につきましては、1階部分の農業委員会事務局さんが今、利用されるところについては2階の産業振興部等にも入らせていただいて、総合的な連携がとれるような方法の中で今回、内部事務を調整させていただいたところでございます。

以上でございます。

熊高委員長 各支所長でそれぞれ取り組みがということですが、何があれば答弁を許しますが。答弁ありませんか。

〔答弁なし〕

熊高委員長 答弁を終わります。  
藤井委員、よろしいですか。  
藤井委員。

藤井委員 ないというのは大変残念なことだと思うんですが、こうしてずっと定例会なり予算委員会、最後まで同席いただく中で、その支所のトップの取り組みの発言がもらえないということは大変残念なことです。  
角度を変えてちょっと質問してみたいと思っておりますが、例えば契約内容



で随意契約というのがありますが、その随意契約の基本的な考え方、これはどこになるんですかね、ちょっとそこらあたりの基本的な考え方をいただければと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 契約のあり方の中には、先ほどから言われております随意契約なり指名なり一般という状況がありますが、物件物件によって、そうした取り組みというのもさせていただいておるところでございます。随意の契約につきましては、そうした入札執行することによって、ふるい的な形、また財源的なものが安くできるとか、そういう判断の中では、ある程度今、公共工事なり、そうした業務につきましては、そういう判断の中で実施をとらせていただいとるところでございます。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

藤井委員。

藤井委員 随意契約という契約がありまして、これは随所随所、その場に応じて各部署が単独で業者へ発注する場合もあれば、相見積もりをとってやる場合と、こういうやり方があるようですね。相見積もりをとって、その契約金額を下げる、また透明性を明確にしていくという部分では、そういうことで私はいいと思うんですよね。ただ、それが全体的に同じシステムでないということが一つの不公平さを生じるのではなからうかと。ましてや行財政改革を進めてる中で、取り組みが目に見えた部分と目に見えない部分、そういったものが表にあらわれてこないというのがあると思うんですね。

昨年、先ほど申し上げましたように各支所いろいろ視察をさせていただいて、備品の台数であるとか、光熱費、特に電気代にしても、本庁が年間760万に対し、第1分庁舎がその約半分ぐらいと。庁舎の職員数と第1分庁舎の職員数、本庁が248名、ちょっと今の数字は読み違えでしたが、いずれにしても、そこらあたり、また各支所の電気代にしても大変高額な部分が出てくるわけですね。当然電気代なんていうのは、基本料金というのはいわゆるピーク時に合わせたものであって、それに対してもまた保安管理というんですか、ああいったものも補足的についてくるわけですね。

そうしますと、例えばトランスがあるわけですが、これは65キロ以上と64キロ以下というのは、例えば保安料金というのが半額になるわけなんですね。そこらまで、いわゆる使用度に応じてのトランスの適正な設置がされているかということも、これは素人にはなかなかわからない部分なんですけど、そういったところへ目をつけていくということで、先ほども言いましたように、保安料金というのが倍半分違うてくるわけなんですよ。そこらあたりの保安の関係についても、いわゆる随契の範囲内でされてるんでしょうけども、そこらあたりが適正にされているんかと。

さらには、各本庁にしても支所にしても、公用車があるわけですが、その燃料費ですね、ガソリン代、ここらあたりきちっとそういう相見積もりというんですか、ガソリンスタンドも、各地域には複数のそういった業者もあるわけですから、まして今、ガソリンもかなり急騰しとって、単価のバランスというのがちょっと不安定な形の中で、そういったものをきちっと私はされているんだろうかと。新規の事業の中に、先ほども交通安全の質問がございましたけれども、ここらでも安全なまちづくり事業ですか、この分で公用車をパトカー風に塗装をやりかえたりという、こういったこともあります、そういったことも業者との見積もりをとられているのか。先ほどの公用車にしても、中にはリースがあるわけですが、リースにしても買い取りにしても、そこらあたりの業者の見積もりというものがされてるのか。場合によっては、物すごく多いわけですね。そういったことが、いわゆるある部分では随意契約とはいえ、相見積もりもとって予算に反映してる部分を見出しているところもあれば、もうだあだあでそういったものがされてる。これは、私は不公平になるんじゃないかと。

今、私は、支所長に発言を求めましたけども、一言もないという。そこらあたりの支所としてのトップの皆さんがそういう提案なりをきちっとやっぱり本庁とされているのか。そして、支所支所がそれぞれの立場の中できちっと本庁と連携をとってやられているのかなと。行財政改革で市長が20億の予算減額をされておりますが、トップの意識改革、職員の意識改革という言われてますが、トップとしての意識改革はどうであるか。私、要らんこと言うようで、別に支所長に対してあんまり、苦言にはなるんでしょうけども、そこらあたりが、職員全体が本当にこの財政の厳しい中で、20億の予算を減額してるわけですよ。まして、先ほども職員の意識改革、研修、そういったことも出ましたけども、そこらあたりが本当に一致団結、吉田といえはそうかもわかりませんが、毛利元就の三矢の訓え、百万一心、ここらが本当に一致協力してやられてるのかどうかというのが私は不安になってきましたけども。そこらあたりも含めて、ちょっとご答弁をいただきたいと思います。

熊高委員長 質疑の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。  
半まで休憩をさせていただきます。

~~~~~

午後3時16分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~

熊高委員長 少し早いようですが、休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
先ほどの藤井委員の質疑に対する答弁を求めます。  
新川総務部長。

新川総務部長 行財政改革の中で、いろんな契約関係のことのご指摘でございます。確かに事務事業の見直しの一環という状況の中で、行財政改革の大綱の

中にも、実施なり目標年次も明らかにしながら整理をさせていただきとるところでございます。旧町時代のそうした契約的な状況もございますし、いろんな角度でこうした合併の弊害といいたいまいしょうか、旧町で利用していた商店、そういう段階をこうした契約方法で即一本にするのは、いささかどうかというところの問題でもあると思うんですね。燃料関係については、やはり公用車を8台ないし10台までの台数を各支所の方に配置をさせていただいております。そういう状況の中には、それぞれそうした地域性のガソリンスタンドさん等もございますし、そういう旧町の体制の中で利用されとった形というのはあると思いますので、非常に競争入札に付するのがいいかどうかというところについては問題点もあるんではなからうかと思っております。単価契約というところも、いろんな形の中であらうかと思っておりますが、いろんな競争意識というところもございますし、もう少しその点に係りましては、見直しについての検討課題は必要であるんではなからうかというように思っております。

それと、電気代とか保安管理の関係も、旧町のこうした体制の中で現在、実施をさせていただいております。今後のあり方については、やはりいろいろ旧町単位で施設の整備の対応が全部違っております。それを一遍に改善するというのは、なかなか空調関係につきましても非常に莫大な経費が要するというところもございますので、今後は大きなそうした管理体制のシステムといいたいまいしょうか、契約、当初、庁舎として建設されてた、そういう契約内容というのは、ある程度使用形態等、トランス一つ変えることによって契約の減額というのはなり得ると思いますね。当初の契約というのは、全部のコンセントを全部使った形の中での100%の契約ということにもなる。ただ、災害時において、そういうこともある程度検討しとかなくはないかなというように思っております。デマンド方式というような状況等もございますが、施設によって、全部その点が個々全部違っておるとというのが現実でございます。管理体制のもう少しのチェック体制というのは、必要であるんではなからうかというように思っております。

それと、公用車が例えば今8台から10台までの台数を配分し、原課、また建設であれば建設が管理してますし、産業であれば産業振興部、教育委員会というように管理を自主的にさせていただいておりますが、やはり旧町の管理をしていたある程度の車検というのものもあるわけですね。そこのところについては、できるだけ旧町単位の中で公用車の車検等も実態としたらさせていただきとるとというのが現実面のところでございます。公用車のリースにつきましても、そこの町の、廃車しなくてはならないということなれば、当然そこの地域からのリースを随意見積もりの中で徴収してリース契約をしておるというのも、実質の方法を現在やっておるという状況でございます。

どちらにいたしましても、ご指摘いただきますような今後における庁舎全般に係る管理体制といいたいまいしょうか、今年度につきましては、電気

代の伝票等につきましては、集中管理というような方法で負担を起こさせていたきたいというような思いもいたしておりますので、いろんな角度でそれが総合的に精査できるような方法も考えさせていただく必要があるのではなからうかなというように思っております。

以上でございます。

熊高委員長  
藤井委員

藤井委員。

随意契約、この基準がどのようになっているかということもまだ私も調べてないわけですが、旧町時代には、例えば130万以下であればというような、そういう基準があったわけですが、今現在どういう基準になっておられるのか、あれば1点教えていただきたいと。

ただ、今、総務部長からの答弁で、それぞれ業種によっては若干のやり方もあるということなんですけども、例えばそこらあたり、余りきつく絞めると、また地場産業の育成にも私はつながってくるであろうと。そのために、ある程度随意契約という範囲があるのではなからうかというふうにもとらえておりますので、これは今後の一つの大きな課題にもつながってくると思いますし、その点は、また今言いましたような施設管理、そこらあたりもしっかりとやっていただくように要望しておきたいと思います。

それから、備品等についても、これも支所の職員数も減りつつあるわけでございますので、ここらあたりもやはり考えていかなといけんだろうと思っております。先ほど電算の山縣さんの方からいろいろ予算についての説明がありまして、パソコンについては庁舎関係であるとか、教育関係、支所、そこらあたり1,126台ってお聞きしたんですが、そこらあたりの大枠な内訳がわかれば少し教えていただきたいなと、このように思います。

熊高委員長  
藤井委員  
熊高委員長

以上ですか。

とりあえず。

答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長

随意契約の範囲の限度の額でございますが、地方自治法に基づきます基準で、工事費につきましては130万円、物品発注につきましては80万という状況の中で運用をさせていただいたところであります。

熊高委員長  
山縣電算室長

山縣電算室長。

済みません、パソコンの台数ですが、ここに詳細持っておりませんが、一応基本的には1人1台パソコンは、役場の職員、それから嘱託さん、臨職さんの場合も、今は一般事務はほとんどパソコンでしますもので、その人にも特別な貸し出ししておりますので、職員数が約500台ですね。それから、残りがいわゆる各学校19校ありますが、そこに広域連合時代に配置したのがあります。学校が独自に買われたんじゃないで、そのときの補助金で配置されたもの。それは、うちの管轄ですべて管理をし、保守をしております。そういう形になってます。ただ、どこの支所に何

台ということは今、持ち合わせておりません。

熊高委員長 答弁を終わります。

藤井委員。

藤井委員 それからもう1点、別の案件になるわけですが、これはさきの定例会の中で指定管理者制度、これは総務委員会へ付託もされて、審議したわけですが。この委員会の中で、八千代のB & Gの海洋センターの理事長に増元助役がなってるという、法的には問題はないんでしょうけども、助役が市から指定管理を受けるというのが余り好ましくないんじゃないだろうかというご指摘もあって、今後、検討課題というんですか、そういうこともおっしゃられました。

もう一つ、実はこのエコミュージアムの川根運営協会ですか、この会長さんが地域振興相談員としての立場でもあるわけですね。いわゆる非常勤特別職、ここらあたりも法的には問題はないんでしょうけども、そのあたりが好ましいのかどうかという部分に私はなってくるんじゃないかと思うんですが、その1点ちょっとお伺いしたいと思います。

関連して、定例会の中でも指定管理者の中でちょっとご発言させていただいたわけですが、先ほど同僚委員の方からご質問もあって、この非常勤特別職、今現在38名というふうに先ほどお伺いしたわけですが、ここらあたりの勤務実態のあり方ですよね。例えば公民館長であるとか、例えば資料館長であるとか、そういった一定の施設の管理をされてる方につきましては、それなりのきちっと勤務体制というものが私はできてると思うんですね。例えば先般お伺いしたときに、この非常勤特別職につきましては、基本的には、いわゆる所管に置ける席のところできちっと出勤簿をつけて、さらに勤務実態というんですか、報告書というんですか、そういったものがきちっとされているということですが、このあたりについてもすべてきちっとされてるのかどうか、お伺いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

増元助役。

増元助役 先に財団法人の関係、ちょっと私の方からお話をさせていただきたいと思いますが、この財団法人のあり方につきましては、確かに委員ご指摘のとおり、どうあるべきかということは今後の大きな課題であろうというふうに思います。ただ、現在のところ、これまで旧町でさまざまな財団を設立をされ、これは旧町が100%寄附行為を行って、行政にかかわって公共目的を達成するために、そういった組織がつくられてきたということですので。八千代の公社につきましても、旧町時代は町長さんかその理事長を務めておられたということでもありますし、ほかに、現在、私、農林業振興公社の理事長も兼ねさせていただいておりますけれども、これも旧町の首長さんが、いわゆる町として責任を持ってこれを運営するというふうな立場から就任をされたんであるというふうに思います。

また、吉田にありました事業団も、やはり旧吉田町長さんが理事長という形で、民間の活力を利用するということも必要なけれども、公共として責任を持って運営をするという一つのあらわれであろうと私は理解をいたしまして、新市になりまして、そうは言いましても、当面の間は旧町に設立をされた財団を運営するとなれば、やはり市の代表としてそこに入らせていただいて、責任を持って運営をすべきであろうというふうに思っております。

もちろん利害関係にあるということで、兼職はまずいということにあるわけですが、いわゆる公共目的を達成する、八千代で言いましたら土師ダム周辺のこれまでの施設を財団として市の委託を受けて、やはり適正な管理をしていくと。これは、赤字が出たら、全部市から補てんをしてくださいということではなしに、やはり財団は財団として努力しましょうというふうな思いであります。そういった関係で、今回B & Gにつきましても旧八千代町の施設でもあると。サイクリングターミナルと一体的な運営をした方がいいのではなかろうかということで、財団として取り組ませていただきたいということで今回、申請をさせていただいております。

そういった関係で、今後、財団のあり方というのは、もっと民間の活力を使って、先般もありましたとおり、地域の振興会等の活力なんかも人材的にも登用して、運営をしていただくということであれば、これが一番理想であろうというふうに私は思っております。ただ、旧町との関係の中で、当面はやはり責任を持って市の誰かが理事長に就任をし、第三セクターの改革ということも一つにあるわけですから、そういう視点でもって改革をしていくと。その責任者であるというふうな思いがいたしておりますので、今後ともどうかご指導をよろしくお願いをいたします。

熊高委員長 続いて、答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 非常勤特別職の勤務体制の問題でございます。このことにつきましては、非常勤特別職という週30時間の範囲の中で活動をしていただいておりますというのが現状でございます。そういう状況の中で、各部がそれぞれそうした要綱等に基づきまして、そういう体制を確立をいたしております。庁舎内におられるいろんな相談員さん、また支援員さん等についても、例えば福祉保健部であれば、福祉保健部の方の所管の中でそうした事務の連携をとられ、実施をされておるとというのが現状でございます。各部の中で、それぞれがそうした時間の体制等もチェックをされて実施されておるものというように判断をさせていただいております。

以上でございます。

熊高委員長 以上で答弁を終わります。

藤井委員、よろしいですか。

藤井委員。

藤井委員　これ以上余り申し上げませんが、非常勤でも今、総務部長が言われましたように、相談員であるとか指導員であるとか、いわゆる特に月額で報酬を出している、そういう非常勤に関しては、もう少しやっぱり明確に、わかりやすいような形というものが私は必要ではないかなと思うんですよね。余りにも担当部署に任せきりということでなくして、もう少し庁舎内なり市民にもしっかりそういった部分が伝わるような、透明性のあるようなスタイルいうんですか、こういったことをこれからひとつ改革の中でしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

所管が違う部分もございますので、できればこの後のそれぞれの所管なりで気がついた部分については発言をさせていただきたいと思いますので、以上で終わらせていただきます。

熊高委員長　答弁はよろしいですか。

藤井委員　はい。

熊高委員長　ほかに質疑はありませんか。

亀岡委員。

亀岡委員　先ほど来、同僚委員の方からもいろいろ出ておりますけども、やっぱり行政改革の予算に関係して予算が計上されていますんで、この際、考え方を整理し、確認をさせていただきたいというふうに思いますことは、今、行政を進めていく上で、行革ということのを抜きにしては考えられないというような情勢になってきておりますが、私、思いますのに、国から地方まで行政改革と言われますが、国の改革と末端地方行政における改革というのは、非常に大きな違いがあると思うんです。国が行う改革というのは、県あるいは町村に分権というような形でのやり方もありますし、また直接国が法制度を変えてきた場合、言ってみますと、国民、すなわち市民であり住民であるというところに痛みがぱっきり来ると。それを受けとめて、対策なり対応をしていかないけんのは地方行政であるというふうに思うんです。ですから、国の改革と地方の改革というのは同じような意味合いを持つようにも思われますが、大変大きな違いがあると。

そのようなことの中で、地方が改革を進めていくには、本当に市民と痛みをともにし、市民が納得する改革を進めていかないけんということの中で、私、今年の予算提案の中に、それとは少し意味合いが違う予算計上なり施策の提案がなされとるというふうに思うんです。直接今年度でそういった施設建設になるかどうかわかりませんが、例えば民間がみずから進んでやろうと、進出しよう、あるいは参画しようという分野に、行政があえてそこに投資をしていくというようなことは、私は実際には甘さがあると思うんです。

本来、改革ということに名をかりる、行政がどうしてもやらにゃいけんようなことも民間に委託をせざるを得んというようなことも、非常に多方面にわたってあるというふうに思います中で、今言いましたような、あえて行政が、民間がみずからやってくれる中に、取り組む中に、行政

投資をするということは、果たして市民に対して本当に説得力があるのかどうか、私は本気で考えてみたら、最もその部分を民間に任ずということは、地域経済への振興・発展なり、あるいは商工の発展なり、本当に好ましいことではないかと思うんですね。そこらのことがどうも言葉と活字の上では立派であるけれども、具体的な実施の、あるいは実行の分野において少し線がそれているんじゃないかと、このように思わざるを得ないんですね。

先ほど助役さんも、事業の成果としては何を生み出すんか、十分な検討をしてやっていかないけんということと言われておるんですが、確かに立派な言葉と思いますね。ですが、どうも本当に市民を説得し、納得を得ていけるだけのものがそこに感じられないというふうに思います。とりわけ事業を選択していくには、先ほどもいろいろお話がありましたが、交付税にしましても、確かに計算や物事の運びの上では、いろいろ筋論が言われているようなことがあると思いますが、交付税も国の税収いかんによっては、どのように変化してくるかわからん。

とりわけ地方財政計画あたりを見ますと、また諸井さんが座長になって進めているあの方向を見ますと、本当に我々が今、予想している交付税の前途が、決して地方において私たちが期待するような方向になってくるとは思えないんですね。そのような中での事業選択、民間委託、そういったことは、本当に本気になって考えていかないと、私は住民から本当に信頼を得られることにはならんと思うんですね。そういった点について、まだまだ私は、今、私が言いますような事業は、これから手がけていくということで、そういった点について考え直す余地は十分あるというふうに思いますが、基本的にこういった事柄についてはどのように考えておられるのか、まずその点をひとつ伺いをしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 今後の行政改革の基本的なあり方という視点にわたってのご指摘であろうと、このように思うわけでございます。国が、すべてを民がやりやええから、何もかも民にといい、やっぱり地方には地方の民がやらないといけないもの、官がやらないといけないもの、いろいろ地方の状況があると思いますので、そういう点については、地方の実態に合ったような、そういう方向を打ち出していく必要があると思います。しかし、方向としては、委員ご指摘のように、非常に厳しい財政が今後とも緩む方向にはない、一層厳しくなるという状況、特に交付税の問題が一番大きな問題ですが、安芸高田市の予算の歳入の中でも、4割以上占める比率のこの交付税が減るとというのが一番痛いことでございまして、補助金そのものは事業に対する補助金でありますので、補助金が減ったら事業はできんということですが、交付税が減ったら市全体の動きがとれんようになると、こういう問題があるわけでございまして、このこ



とは、どうしても減るということは予想しながら、我々も今後、財政運営をやっていく必要があると。

民がやるのがええか、やっぱり官がやるのがええかという、いろいろ論議はあると思いますが、基本的には、民ができるものは民がやった方がええという、そういう基本的な流れはあると思います。しかし、今までの経過から見て、どうしてもこれだけは官がやっとなかないけんというものもあるわけございまして、そこらの取捨選択はやはり臨機応変にやっていくということが必要であろうと思いますので、今、委員ご指摘のとおり方向としては、私は今後そういう民の方向に行くというのが基本であるというように思いますが、今までのいろいろな経過から見て、これだけは官がやりながら民へ委託をせないけん、というようなものもあると思いますので、一概にぴしゃっと切って対応できんところがあるということのご理解も賜りたいと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

亀岡委員。

亀岡委員 上手な答え方をされますので、意味はようわかるんですが、しかし、これは今の時点、合併特例債が利用できるとか、何かそれが非常に好条件のように思われますが、言われますように交付税の減額、将来のこれは方向性がはっきり見えてるんですね。いずれにしましても、起債をやって事業を進めるといのは、言うならば次世代に借金を残していくと、負担を多くしておいておくんだということにもつながるわけですね。官がやらにゃいけんことを民間がやってくれにゃいけんということの中に、民間で十分でき得ることをくどいようですけども、官がやるというのはどうなんだということも伺いましたが、見解の相違で、これ以上の議論はしませんが、私は、やはりこれから市民の皆さん、非常に行政運営に関心を持たれる中、本当の説得力を持ち、市民の共感を得て、行政推進をやっていく上では、余り好ましいことではないというふうに申し上げておきたいと思います。

将来を目指してやっておくことはいいことだというふうにお考えかもわかりませんが、そんな余裕のある財政ではないことはご承知のとおりでありまして、あながち将来に備えてと、今、当分は待ったなしの状況じゃなくても、将来に備えてやっておくんだというふうなことができれば、他の行政分野にもまだまだそういう考え方を通用させないけん分野が大変残っていると思います。

申し上げましたように、見解の相違は何ぼ論じてもしようがありませんので、それぐらいにしまして、実は行政嘱託員制度のことについて触れてみたいと思いますが、これは全市的にということだけでなく、地域によってもかなりの相違があると思いますので、そういうことを申し上げた上でお尋ねをしてみたと思います。これまでの全体見まして、嘱託員制度というのは、大方がその集落といいますが、行政区ですね、これにおいて順番制で行われているというふうに思います。しかし、それが中に

は順番が来て、それをこなしていくことができない課程があり、事務員の方もおられて、そこのお互いが理解し合って、その方を飛ばして、次にある方が実際には仕事をやって、順番を受けておられるというようなこともあります。

しかし、皆さん方が要望されておりますことは、早く言いますと、今の制度そのものでは、いろいろやっぱり改善してほしいところがある。早く言えば、行政区の再編成とか、それからやる仕事の中身ですね。これ制度的に見ますと、行政嘱託員の職務としては、市の行政連絡事務をやるということになってますね。続いて、市長において必要と認めた事務を分担、補助するということになってますけども、以前は集落的な要望事あたりは、住民の方からの連絡機関としての役割を持って、それを行政の方に要望なり連絡をしてきたというような時代もございました。

今、そういった面は、自治振興組織に何か包含されてやっていかれるんじゃないかというふうな考え方もあります。しかし、この自治振興組織も、全市的に見ましてもそうですが、例えば美土里町を一つの例にしましても、末端集落、十分行き渡って皆さん方の要望や期待にこたえる、そういったところまではまだ行ってないんじゃないかというふうに考えますと、行政嘱託員の制度のあり方というのは、ここらで一定の見直しをする必要があるんじゃないか、今の行われておる実態を見ますと、いろんな文書を配布するのが主な仕事になってますが、それだけならまだ制度の改変をする必要があるんじゃないかと。

ただし、全体を調べたわけではありませんが、例えば税金の徴収とか、そういった面が残っておれば、とりわけ金を扱うということにおいては、順番で回っている嘱託員さんが当然のこととしてそれを引き受けるというのは、無理な状況もありますね。そういうようなことも含めまして、これから税金の徴収あたりは行政としての方針として十分市民の皆さんに理解を求めて、口座振替制に持っていかるとか、いろいろなことが考えられますが、この嘱託員制度は、今申し上げましたようなことについて、いろいろお考えいただいて、今後どのように持っていこうとされるのか、あるいは現状のままで当分行かれようと考えておられるのか、そういった点についてお伺いをしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

高杉総務課長。

高杉総務課長 ご承知いただきますように、行政嘱託員につきましては、行政と市民とのパイプ役を果たしていただいとるということで、非常勤の特別職としての位置づけをさせていただいております。その職務等につきましては、月2回ほど行政文書を発送をして、それを行政区内の方に配布していただいとるということと、もう一つは、防犯灯の設置等につきましても、集落を代表して要望されとるというふうな実態もございます。税金等の徴収につきましては、納税組合等は本年度から廃止ということ

聞いております。これにつきましては、振替納税等で対応していただくようにということで、直接お金の取り扱いはしていらっしやらないと、こう考えております。

ただ、ご指摘のように、行政嘱託員の方も高齢でありますとか、いろんな条件等がございます。これらにつきましても、行政と市民との間に入っただけの役割等につきましても、委員ご指摘のとおり検討する時期には入ってきとると思いますが、この制度そのものは非常に私どもにとっても大事な仕組み、制度でございますから、できるだけ改善するべきところは改善しながら、その理解を得ながらこの制度そのものをもう少し続けていきたいと、こう考えております。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

金行委員。

金行委員 今日には総務関係でございますので、非常に財政が厳しい昨今で、厳しい厳しいということの議論でございますが、これは厳しいから厳しいような質問をし、答弁もしていただかなきゃいけないと思いますが、財政で、支出を少なくすれば財政は厳しくなくて済む、そういうわけには行政としてはいけないと。ただ、収入をふやすわけにも、工業誘致はできないという昨今でございますが、今回の予算を見ましても、全体削減ですよ。今回、行政評価制度導入という、コンサルタント委託料ということも設けられとる中で、私は、18年度当初予算の3ページにございます土木職員研修でございますね、あれはやっぱり厳しい中でも、行政評価の職員をつくるには、ある程度土木の職員の研修も並行して必要ではないかという懸念をしとるところですよ。

そういうことで、ここらの今の140万があるんですが、それが将来に向かってどういう考えでおられるのか、これでいいのか、将来こういうのはどんどんやっていかないけんのか、私は必要だと思っんです。なぜかといいますと、やっぱりこういう知識のある職員がいなくては、業者に任せっきりで、全部100円で済む仕事が200円かかったり、言葉は悪いですが、そういうこともある。それは大変なことだと思っんです。そこらの考え方を担当部長ですか、市長さんですか、お聞きします。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 このたびの行政評価システムという事業の方にも導入を考えさせていただいております。資料の方の財政課に所管いたしております関係の中での土木職員の研修でございます。このことは、合併をし、非常に新市の中で、旧町で実施してございました契約事務、公共事業の執行管理というのを、市としての確立というのをとらせていただきました。このことは、ご承知いただいておりますように、県の方から古川主幹さんの方に来ていただいて、2年間のそうした職員指導ということで、管理係の方

で指導をいただいたという状況も、実績もあるわけでございます。

そういう状況の中で、検査体制というのも今、財政課の方の検査員と3名で、現場の職員は事業を担当しますが、検査は別として検査をしておるといってございます。契約と検査は今、財政課の方で実施をいたしておりますけども、このことを非常にベースに乗せていただいておりますという状況でございます。

職員研修のあり方ではありますが、合併後、まず管理部門の方で、合併と同時に県の方に人事交流の派遣を実施させていただいております。16年度に県の方の本庁が管理してる財政課のところに1名ほど派遣をさせていただき、また法制関係で2年間、16年度から勉強させていただいて、18年度4月には1名職員が帰ってくるという状況等もとらせていただいております。また、県の外郭団体であります技術センターというところがあるわけですが、これに合併時から毎年1名ずつ参加をさせて、これは研修期間2年でございます。それと同時に、県土木の方の道路維持課の方にも行かせていただいておりますし、そういう状況につきましては、段階的に35歳ぐらいまでの年齢職員を研修に行かせております。

今回、こうした研修の計画でございますけども、これは技術センターの職員さんに来ていただきまして、やはり今までにない管理体制をしなくてはならないわけですね。そういうことで、品質の確保、監督技術の向上、そういうことを習得するということが実質工事の現場にあって、そういう業務を執行する能力の向上ということを基本に持っていただいております。テーマといたしましては、やはり工事の監督、また施工監理、現場を通じての自分が知ってなかったら監督なり指導なりできないわけですね。そういう状況もございまして、土木事業を担当いたしております専門員以下職員、今年度は20名ぐらいの、昨年度も実施をいたしておりますが、そういう20名程度を計画をさせていただいております。

この内容につきましては、18年の5月から7月までの3カ月間で約4日間の研修を重ねて、22時間という時間の中で計画をさせていただいております。16年度におきましても、50万の計上をさせていただいて実施いたしておりますし、17年度におきましては、176万という数字の中で計画をさせていただいております。本年度も同額のそうした広島県の技術センターのご協力の中で、計画性を持って実施をしたいというように考えております。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

金行委員 金行委員。

金行委員 要するに厳しい折であっても、こういうのは必要ないということではないんですね、答弁。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川総務部長 新川総務部長。

新川総務部長 厳しい財政事業であるわけですが、非常に職員の質の向上ということ

は、やはり将来の新市の体制づくりの一番人材育成だろうと思っておりますので、今後こうした人材にかかわる予算経費につきましては、各部署においての研修を重ねる必要があると解釈しております。よろしくお願いいたします。

熊高委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
杉原委員。

杉原委員 2点ほどお尋ねします。  
大変厳しい財政の中で苦慮していただいております中で、北部周辺の救急体制の分駐所をつくっていただくことが……

熊高委員長 消防の分駐所の関係ですか。この後、引き続いてありますんで。それであれば、後ほどにさせていただければと思います。

杉原委員 それでは、もう一つ。美土里町の旧小学校跡地整備に……

熊高委員長 これは自治振興部になる。

杉原委員 そうですか。失礼しました。

熊高委員長 内容であれば、後ほどの担当部の方でお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

入本委員 このたび資料をいただいたんですが、非常にありがたいんですが、ぜいたく言えば、予算書のページ数を書いてもるときや非常にありがたいというように思うとるんで、今後そうしていただければ非常にありがたいと思いますんで、参考に言うておきます。

それともう1点、行革という中で、やっぱりタイムカードいうのをもうそろそろ取り入れてもいいんじゃないかというふうに思いますので、そこらは検討してください。これは要望ですので、議論にはしません。

それで、このたび私が思うのは、財産管理費、総務費の方ですよね、これは例えば県の財産買うたら、何億するものが安く買ったということがありましたよね。このたび市有財産を、これは継続事業じゃなくて、もとの八千代町の問題ですから、例えが悪いかわからんですが、これを売っとけば1,000万円もうかっというんでよね。100円で売っっても、極端に言えば、プラマイで。だから、買うときには、こういうのを買えば得するし、いつまでもつまらんもの持っときゃ損せないけんという、財政管理の問題。だから、やっぱり市有財産いうものをもう少し、管理費がかかってますよね。これも行革の中の大きな位置づけだと思うわけですよね。そういう面では、財産管理をもう少し早目にオープンにして、持てば持つほど金がかかるし、早く手放して有効利用すれば、その方がいい場合もあるわけですよね。そこらを市長さんはどのように担当課の方に指示出されて、担当課はどのように動いとるか、お聞きします。

熊高委員長 暫時休憩します。

~~~~~

午後4時20分 休憩

午後4時20分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 ただいまの委員さんのご質問というのは、処分すべきものは早う処分して整理をせいと、そういうことじゃないかと。持っておれば持っておるだけ結局は赤字がふえるという、こういう問題、経費がかかるという問題であろうと思います。当然のご意見というように思いますが、合併してから3年目に入らんですが、やはりそれぞれその施設については、合併前のそれぞれの町のかかわりがあるわけでごさいます、一遍さんにぴしゃっというわけにいかないところが我々も大変悩みを抱えておるということでございまして、そういう点では、3年目に入りますんで、ほぼ大方の見通しは委員さんも立ててもらっておると思いますので、もとへ置かずに整理するべきものは整理していきたいと、このように考えております。

熊高委員長 引き続き答弁を求めます。

西本管財課長。

西本管財課長 先ほどから塩漬け状態の土地の処分ということでとらえさせていただいておりますが、市有地も結構遊休地になりまして、草ぼうぼうのところもございまして、確かに草刈りとか、いろいろ経費もかかっております。幾らかは売りたいということで、合併しましてからも検討してまいりましたが、やはり内部で売り渡しの委員会をつくらうということで現在、委員会をつくっております、それで18年度からは、順次資料を提供しながら進めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 私が申すのもあれなんです、例えばこのたび出ております八千代の根野小学校ですが、更地だけにするんだと。これまた管理がかかるんですね、草刈りとか住環境整備で。じゃあ、ここに若者定住建てるんだと言うてんなら、投資効果が出るわけですよ。だから、そういうふうにして市の財産を、ただ危ないけえ解体したんじゃ投資効果が出てこないわけですよ。だから、そこらを私が申すわけなんで、このたび一般質問でも言うたように、社長、児玉更太郎でお願いします言うたのは、不動産いうものは、うまく使えば利益を生むんですよ。税を得ると。だから、管財課も、そういう面では非常に重要なポストにおられるわけなんです。企画とうまく連携をとって、この財産をうまくできんかとか、市長の施政方針の中に生かされんかとか、そういう方向性を探る時期に来てる。

委員会がどれだけの発揮されるのか。ただ処分ばかり考えるのではなくて、少子化問題に取り組めるか、それか高齢者の方の福祉にこたえるか、そこらを連携してやるという一つの委員会でない、それか指定管理者制度というのがありますので、そこらをミックスしたものでないと、委員会つくっても意味がないと思うんですよ。ただ処分するだけじゃなしに、やっぱり財産いうものは運用して初めて価値が出ますんで、これだけ処分だけですと1,000万円の損で終わってしまうわけですよ。だから、ここに若者定住建てるんですという形にしてもらえば、ああ、それはええことじゃなのと私らも思うんですが。そういうことのないように、ひとつ委員会の充実、委員長さんが決まったら、ぜひその委員長さんにも、今度は我々の勉強会に参加させてもらうとか、意見はしてもらいたいと思いますので、委員会の委員長さんを、だれだれと、スタッフを公表していただくことを要望して、質問を終わります。

熊高委員長

答弁はよろしいですか。

入本委員

はい。

熊高委員長

ほかに質疑はありませんか。

今村委員。

今村委員

ちょっと今、管財課絡みの所管の中で2点ほどお伺いをいたします。

一般質問の中で、例のアグリフーズの建設用地の土地の支払い残の問題がございましたが、今年度は、18年度にそれへの措置は必要ないのかどうかをまず1点でございます。

それと、地籍調査の関係でございますが、昨年度の丹比地区の地籍調査が繰り越しの事業になっております。それで、今年度また改めて高宮、美土里を中心とした地籍調査が行われるようでございますが、その2事業と今後の進捗状況及び今年度こういったような形で事業をどこまで進められるのか。

それと、県の補助の関係でございますが、今年約3,000万円余りの補助が予定されておりますが、今後このことは、地籍調査に関して予算がつくことをある程度予測されるのかどうか。

以上、あわせてお伺いをいたします。

熊高委員長

答弁を求めます。

西本管財課長。

西本管財課長

それじゃあ、国土調査の方のご説明をさせていただきたいと思います。

丹比につきましては、現在3年間で未承認の地区を解消したいということで鋭意努力しておりますのでございまして、先般もご報告させていただきましたが、昨年GPSを事業者の方から借りまして、現地で筆界点の踏査を行っております。18年度につきましては、その方向性を出していかにやいけんなどというように思っております。

それから、美土里、高宮の国土調査でございますが、先ほど委員さんお話しのように、県の予算の方もちょっと厳しゅうございまして、私どもの方から事業量を拡大すべく申請しましても、すべて採択になるとい

うことになっておりませんで、できるときに進めていきたいというふうに思っております。高宮の場合は、現在のところ65.29%完了しております。美土里の場合は20.67ということでございまして、現在、18年度で進めますのは、山林部を進めていこうというように考えております。大体3平方キロぐらいを18年度で進めていきたいというふうに思っております。市内至るところから地籍調査の実施要望も出ておりますが、まず吉田の問題を片づけて計画したいというような考え方も持っております。

以上でございます。

熊高委員長 引き続き答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 これは企画課に所属する関係になろうかと思うんですが、8ページの中にございます開発公社との借入金の返済でございますが、先ほどご指摘いただきました関係につきましては、平成20年までがそうしたまだ償還をしていくという状況にあるのではなかろうかと思っております。現在の18年度の未償還で約2,800万ばかりの未償還額がございますので、これを20年、3カ年間で償還をしていきたいと。当初のこうした借入金相当分に対して、平成11年度からの事業を起こされておるという状況でございますので、3年の中で完全償還をさせていきたいというように考えております。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

明木委員。

明木委員 今の市有財産の処分にちょっと関連するんですけど、このたび新庁舎、文化施設をつくるということで、公民館を解体されますよね。公民館にある備品ですけど、それはどのように処分されようとお考えなんですか。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 現在、教育委員会及び生涯学習課と分室の方で検討を重ねさせていただいております。いろんな今までの過程の中で、非常に大きなものもございまして、十分そういう廃棄処分等につきましては、内容チェック等をかけさせていただいて、原課の方で十分精査をさすように協議を重ねたいというふうに思っております。

熊高委員長 答弁を終わります。

明木委員。

明木委員 以前、先ほども同僚委員の方からもありましたけど、市町をずっと視察して歩いたときに、備品の問題が出ました。これに関連して、やはり今ある備品、特に処分ということになると、ある程度ほかの自治体でもやってるみたいなんですけど、インターネットオークションを使った処分をする方法によって、ある程度の財政収入を入れていくという考え



方ができると思うんですけど、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
新川総務部長。

新川総務部長 備品につきましては、当然所管をいたしております教育委員会の方の所管を十分ちょっと精査しながら、今後、市の方からも、こうした本日の委員会の中で意見のものを伝えたいというように考えております。

支所等の全体の備品につきましても、現在、さきの同僚委員さんの方にもご説明をさせていただきましたように、この本庁舎、各部が持つておるものにつきましても、現在パソコンシステムの中で調整をさせていただいておりますので、そういうこともあわせた形の中で、果たしてそうした処分がインターネット上でできるかどうかということも検討に入れさせていただきながら、検討させていただきたいというように思っています。

熊高委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

熊高委員長 質疑なしと認めます。  
これをもって総務部所管予算の質疑を終了いたします。  
暫時休憩をいたします。45分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後4時32分 休憩

午後4時45分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて、議案第52号のうち、収入役室にかかわる部分を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

藤川収入役。

藤川収入役 収入役室につきましては、簡潔に立田会計課長が申し上げますので、よろしくお願いたします。

熊高委員長 引き続き説明を求めます。

立田課長。

立田会計課長 失礼します。それでは、収入役室会計課の予算につきまして、予算書によりまして説明いたします。

予算書の33ページをお開きください。20款2項1目1節の市預金利子2万5,000円でございますが、これは収入役が管理いたします歳計現金等に対します預金利子を計上したものでございます。

続きまして、35ページをお開きください。20款5項4目3節雑入でございますが、この雑入のうち会計課に關しますものとして、次の36ページ、会計課関係雑入としまして3万6,000円計上しております。これは市で作成しております請求書の実費頒布に關します雑入を計上しているもので

ございます。

収入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出につきまして予算書で説明をいたします。予算書の41ページをお開きください。2款1項4目会計管理費の577万2,000円の内訳でございますが、1節の報酬180万円、これは会計事務を処理しております非常勤事務員の報酬でございます。9節の旅費23万8,000円でございますが、これは収入役協議会等の会議に出張します旅費でございます。11節の需用費71万1,000円でございますが、これは決算書、各種帳票等の印刷製本費が主なものでございます。12節の役務費295万9,000円でございますが、これは市税等の収納のために郵便局、各金融機関等に支払っております手数料でございます。19節の負担金補助及び交付金6万4,000円でございますが、これは広島県都市収入役協議会ほか、各種の負担金を計上したものでございます。

簡単でございますが、以上で収入役室会計課の予算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

熊高委員長 以上で説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

熊高委員長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
暫時休憩といたします。

~~~~~

午後 4時48分 休憩

午後 4時49分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて、議案第52号のうち、監査委員事務局にかかわる部分を議題といたします。

事務局長の説明を求めます。あわせて公平委員会及び固定資産評価審査委員会についても説明を求めます。

佐々木事務局長。

佐々木監査委員事務局 それでは、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会につきましてご説明をいたします。

監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会は、職務権限を執行いたします行政委員会でございますので、事業はございません。

歳入もございませんので、歳出につきまして、予算書に基づいてご説明をいたします。ページを追ってご説明をさせていただきますので、まず43ページをお開きください。8目の公平委員会費でございますが、歳出の総額は26万円でございます。主なものでは、1節報酬が14万円で、これは委員3名分の報酬でございます。9節旅費は2万8,000円で、委員の

費用弁償と職員の旅費でございます。次に、19節負担金補助及び交付金は7万5,000円で、本市委員会が加入しております全国公平委員会連合会などの年会費と総会研修会への参加負担金でございます。公平委員会費は以上でございます。

次に、固定資産評価審査委員会をご説明いたしますので、46ページをお開きください。中ほどの1目税務総務費のうち20万5,000円が固定資産評価審査委員会分でございます。主なものでは、1節報酬は14万円で、委員3名分の報酬でございます。それから、11節需用費93万3,000円のうち5万3,000円が固定資産評価審査委員会分でございます。事務用品の購入と法規の追録の費用でございます。固定資産評価審査委員会は以上でございます。

最後に、監査委員費をご説明いたしますので、50ページをお開きください。中ほどの1目監査委員費の歳出の総額は、2,612万4,000円でございます。主なものでは、1節報酬は98万4,000円で、委員2名分の報酬でございます。識見を要する委員の報酬が月額4万7,000円、それから議員選任の委員の報酬が減額3万5,000円となっております。2節給料から4節共済費までは、事務局職員3名分の人件費でございます。9節旅費は36万3,000円で、委員の費用弁償と職員の旅費でございます。そのほか19節負担金補助及び交付金は7万8,000円で、本市監査委員が加入しております全国都市監査委員会などの年会費と総会研修会への参加負担金でございます。

以上で説明を終わります。

熊高委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

熊高委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩といたします。

~~~~~

午後 4時53分 休憩

午後 4時55分 再開

~~~~~

熊高委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事に都合によって延長したいというふうに思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

熊高委員長

ご異議なしと認め、本日の会議時間を延長いたします。

それでは、議案第52号のうち、消防本部に係る部分を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

村上消防長。

村上消防長 失礼します。日ごろは、消防業務にいろいろとご支援とご協力をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、18年度の予算につきまして説明をさせていただきます。この説明資料に基づきましてまず説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

37ページをお開きください。37ページの消防本部の常備消防費に係る部分でございますが、今年度は救助工作車を新たに整備させていただくべく予算を計上させていただいております。

次に、同じく消防本部の分駐所の設備事業といたしまして予算を救急車、その他車両等の備品を含めました予算を計上させていただいております。

次に、非常備消防費といたしましては、今年度は大きな事業を計画いたしておりませんので、主には団員の報酬と費用弁償が主になっております。

次に、消防施設管理費のうち消防の関する部分でございますが、消防団の車両等の更新をしていただくべく3台分の積載車の予算を主に計上させていただいております。

詳しくは総務課長の方から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

熊高委員長 続いて説明を求めます。

児玉総務課長。

児玉消防本部総務課長 座って失礼いたします。予算書に基づきまして、概略の説明をさせていただきます。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。21ページをお開きください。13款使用料及び手数料、2項手数料、5目消防手数料といたしまして82万1,000円を計上しております。これは危険物許認可に伴う事務手数料でございます。

続きまして、35ページをお開きください。20款諸収入、5項雑入、4目雑入、1節の消防団員退職報奨金としまして1,500万を計上しております。これは、消防団員が退職した場合に隊員に支払うものでございます。2節の救急支弁金705万7,000円は、西日本高速道路株式会社から入るものでございます。

続きまして、37ページをお開きください。21款市債、1項市債、6目消防債ですが、1億5,750万円を計上しております。これは、救助工作車並びに消防団の積載車整備並びに拠点施設整備に伴う起債でございます。

それでは、歳出についてご説明を申し上げます。75ページをお開きください。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費の予算額は5億7,565万7,000円でございます。それでは、主たる節ごとのご説明を申し上げます。2節から4節につきましては、職員50人分の人件費でございます。9節の307万7,000円は、一般旅費としまして142万7,000円と特別旅費といたしまして165万円でございます。11節需用費の1,562万9,000円は、救

急関係の消耗品費ほかでございます。12節の889万円の主なものは、通信運搬費として668万4,000円が主たるものでございます。

13節の1,241万3,000円は、業務委託並びに消防緊急指令装置ほかの保守委託料でございます。15節の工事請負費1,881万5,000円は、拠点整備工事としまして1,781万5,000円、それと分煙室の工事としまして100万円を計上させていただいております。18節の1億771万7,000円でございますが、救助工作車といたしまして6,566万7,000円、拠点施設の救急車等の車両代としまして3,650万円が主なるものでございます。19節の616万6,000円は、救急救命士の養成研修ほか、その他の負担金でございます。

次のページ、76ページをお開きください。続きまして、非常備消防費についてご説明を申し上げます。1節の報酬でございますが、これは団長以下865名の団員の報酬で3,169万2,000円を計上いたしております。次に、8節の報奨費でございますが、1,503万2,000円ですが、これは消防団員の退職報償金でございます。9節の旅費2,800万円は、団員の出勤手当としての費用弁償部分でございます。19節の負担金補助及び交付金の1,821万円は、退職報償金負担金でございます。

続きまして、第3目消防施設費のうち9,195万9,000円のうち、消防本部が所管であります消防施設管理費の3,365万8,000円についてご説明申し上げます。これは、消防団の車両並びに詰所の維持管理に要するもので、主たるものとしましては、積載車3台分を更新をお願いいたしております。

簡単ではございますが、以上で要点の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

熊高委員長 以上で説明を終わり、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉原委員。

杉原委員 一昨年、昨年にかけて市長並びに消防署におかれましては、北部周辺地の救急施設において、大変厳しい財政の中で設置をしていただくようにしていただいたことは、本当に関係住民とともに感謝をするところでございます。このことにつきまして、予算も上がっております中で今後の具体的な計画を伺うものであります。

熊高委員長 答弁を求めます。

村上消防長。

村上消防長 失礼します。基本的には、18年度にハードの部分、拠点施設になります建物、それから救急車、または救急車以外に消防本部と拠点施設との連絡をするための連絡車両、こういうハードな部分について18年度予算、先ほどご説明しましたように、整備させていただくべく予算計上をさせていただいております。これを18年度に進めていきたいというふうに考えております。

それから、人員等につきましては、どのようにするかということにつ

きましては、18年度に入りましてまた具体的な検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

熊高委員長

答弁を終わります。

杉原委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

川角委員。

川角委員

1点だけお伺いをいたします。予算書の76ページの方で、非常備の消防費の中で3,700万余りが今回減額になっておると。さっきの説明では、一応今年は大きな行事いいますか、そこらがないんだということがあったわけですが、この17年度に行われたものが来年行われぬという大きなものは何があるのか、ちょっと説明をいただきたい。以上です。

熊高委員長

答弁を求めます。

児玉総務課長。

児玉消防本部総務課長

17年度は県の林野火災の訓練が行われました。それと、市の操法大会、それと県の操法大会が行われました。18年度については、そのような事業が計画をされておられませんので、その部分の減だというふうにご理解をいただければというふうに思います。

熊高委員長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

山本委員

先ほど18年度当初予算の説明資料の中で、37ページの消防施設管理費の中で、3台分ほど消防自動車が老朽化しとるということで新しくするということがあったんですが、これはどこのを大体把握されてその3台分を計画されておりますか、ちょっとお聞きします。

熊高委員長

答弁を求めます。

森田防災課長。

森田防災課長

現在、安芸高田市消防団の消防車両は76台で運用しております。その中で、美土里町のが最も古く、来年度につきましては美土里町3台分の積載車の更新を計画しております。

以上でございます。

熊高委員長

答弁を終わります。

山本委員。

山本委員

来年度は3台分、美土里町ということですが、これからまだ老朽化して次年度にまたかえていかなくちゃいけないようなものが何台かあるとすれば、どのような経過がありますか。当分まだしゃあないと思われませんか、どうですか。

熊高委員長

答弁を求めます。

村上消防長。

村上消防長

消防団の車両等の更新につきましては、基本的な考え方として一つ

の基準を引かせていただいております。おおむね25年を経過した車両について更新をしていきたいということで、今年度、25年を経過した車両を3台させていただくと。以後につきましては、消防団の車両等の一覧表を用意しておりますので、それに基づきながら順次年度更新をさせていただきたいというふうに思っております。

熊高委員長

答弁を終わります。

山本委員

はい、理解しました。

熊高委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

熊高委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の審査日程は全部終了いたしました。

次回は、明日14日午前10時から本会議場にて行いますので、よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会をいたします。

大変ご苦勞でした。ありがとうございました。

~~~~~

午後5時10分 散会